

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

1. 福島労働局長安全パトロール

担当：健康安全課 空閑（電話：024-536-4603）

資料No1

墜落・転落災害や熱中症等の発生リスクの高い建設業を対象として、下記の工事現場について安全パトロールを実施し、作業従事者に直接労働災害防止の呼びかけを行います。

- 日時
令和4年7月15日（金） 午前10時00分から
（パトロール開始は午前10時35分からを予定）
- 工事現場
福島第2地方合同庁舎（20）建築工事（福島市花園町25-2他）
- 施工者
戸田建設株式会社 東北支店
- 詳細は、別添の公表資料をご参照ください。

2. 安全衛生に係る厚生労働大臣表彰の伝達授与式

資料No2

担当：健康安全課 空閑（電話：024-536-4603）

厚生労働省では、毎年、全国安全週間（7月1日～7日）の時期に、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範と認められる事業場や、長年にわたり地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした功績者などに対して、厚生労働大臣表彰を行っています。

厚生労働本省は、6月3日（金）に本年度の受賞者を発表しました。

本県関係の下記受賞者に対し、厚生労働大臣奨励賞の表彰の伝達授与式を下記のとおり行います。

なお、優良賞の受賞者（信越石英株式会社 郡山工場）については、中央表彰式において表彰状を授与します（※）。

●奨励賞受賞者

- ノボ ノルディスク ファーマ株式会社 郡山工場
- 大成建設・常磐開発特定建設工事共同企業体
いわき市立総合磐城共立病院 新病院建設事業

●日時

令和4年7月4日（木） 午前10時30分から

●会場

福島合同庁舎 3階共用会議室
（福島市霞町1-46 福島合同庁舎）

●詳細は、別添の公表資料をご参照ください。

（※）中央表彰式

日時 令和4年7月1日（金）13時30分から

場所 LEVEL XXI東京會館（レベル トウエンティワン）
東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル21階

2 職業安定部

1. 「ふくしま合同就職面接会」を開催します。

担当：職業安定課 武田 電話：024-529-5396

資料No3

●開催日時

令和4年7月14（木）13:00～16:30（主に浜通り・会津地方の企業）

令和4年7月15（金）13:00～16:30（主に中通りの企業）

●会場

ビッグパレットふくしま 多目的展示ホール（郡山市南2丁目52番地）

●参加事業所

福島県内に就業場所があり、ハローワークに雇用形態が正社員の大卒等求人又は一般求人の申込みをした事業所207社（うちユースエール認定企業11社）

●対象者

（1）令和5年3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の卒業（修了）予定者

（2）令和2年3月以降に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業（修了）した者

（3）概ね35歳未満の若年求職者

2. 「ミニ就職面接会」を開催します。

担当：職業安定課 武田 電話：024-529-5396

資料No4

開催日時	開催場所	参加企業数
令和4年7月26日（火） （一部 10:30～12:30） （二部 13:30～15:30）	郡山商工会議所 （6階ホールA）	合計18社予定

●対象者

（1）令和5年3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の卒業（修了）予定者

（2）令和2年3月以降に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業（修了）した者

（3）概ね35歳未満の若年求職者

3. 「福祉の職場 合同就職説明会」が開催されます。

資料No5

担当：職業対策課 雇用指導係 松本 電話：024-529-5463

福祉の職場の人材確保を図るため、「福祉の職場WEB説明会・合同就職説明会」が開催されます。

【実施内容】

「福島県福祉人材センター」ホームページ特設サイトにて、参加法人の紹介をオンライン上で先行して行い（7／1～7／31）、下記2会場で参加法人と求職者等が直接対面する「合同就職説明会」を開催します。

- ①**福島会場：令和4年7月6日（水）16：30～19：00**
福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ
- ②**郡山会場：令和4年7月9日（土）13：30～16：00**
ビッグパレットふくしま

※合同就職説明会では、「ハローワークコーナー」を設け、来場者（求職者）への求人情報提供や個別相談を行います。

4. 「在籍型出向（雇用シェア）支援セミナー」を開催します。

資料No6

担当：職業対策課 松本 電話：024-529-5409

在籍型出向により、雇用維持、人材確保に取り組む企業を支援しています。

日 時：令和4年7月26日（火）13：30～15：00

会 場：郡山労働福祉会館

内 容：・在籍型出向に概要とメリットについて
・在籍型出向開始までのステップ、マッチング支援
・在籍型出向に必要な書類作成のポイントと留意点
・産業雇用安定助成金の概要と事例紹介
※在籍型出向を実施した企業の動画インタビュー

5. 「福島労働局雇用保険電子申請事務センター」が移転します。

資料No7

担当：職業安定課 雇用保険係 鈴木 電話：024-529-5389

現在、一部の雇用保険電子申請の審査事務を福島労働局雇用保険電子申請事務センターにおいて集中化して行っておりますが、令和4年7月4日（月）から下記の所在地へ移転します。

移転先所在地

〒960-8035 福島市本町5番8号 福島第一生命ビル 3階

電話番号 024-572-5477

※電話番号も変更となりますので、ご注意願います。

Ⅱ 公表事案

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 空閑 電話：024-536-4603

令和4年(5月)の災害発生状況を取りまとめました。

年 別 業 種		令和4年		令和3年		対 前 年 (死 傷 者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全 業 種 合 計		1,010	7	919	5	91	9.9
製 造 業		205	2	179	1	26	14.5
鉱 業		3	0	3	0	0	0.0
建 設 業		168	2	134	2	34	25.4
運 輸 交 通 業		108	1	93	0	15	16.1
貨 物 取 扱 業		8	0	4	0	4	100.0
農 林 業		15	0	26	1	-11	-42.3
畜 産 ・ 水 産 業		8	0	9	0	-1	-11.1
上 記 以 外 の 事 業 小 計		495	2	471	1	24	5.1
商 業		129	0	127	0	2	1.6
金 融 広 告 業		3	1	6	0	-3	-50.0
保 健 衛 生 業		200	0	195	0	5	2.6
接 客 娯 楽 業		53	0	54	0	-1	-1.9
清 掃 ・ と 畜 業		43	0	34	0	9	26.5
上 記 以 外 の 事 業		67	1	55	1	12	21.8

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

2 職業安定部

令和3年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します。

資料No8

担当：職業対策課 宮城 電話：024-529-5409

○令和3年「高年齢者雇用状況等報告」（令和3年6月1日現在）の集計結果を取りまとめました。

【集計結果の主なポイント】

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の状況

- ① 実施済みの企業は3,670社（99.3%）
- ② 65歳定年企業は929社（25.1%）

II 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

- ① 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施済みの企業は1,057社（28.6%）
- ② 66歳以上まで働ける制度のある企業は1,557社（42.1%）
- ③ 70歳以上まで働ける制度のある企業は1,459社（39.5%）
- ④ 定年制の廃止企業は149社（4.0%）

※今回の集計結果は、従業員21人以上の企業3,697社からの報告に基づき、高年齢者の雇用等に関する措置について、令和3年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。



担当	福島労働局労働基準部健康安全課
	課長 田中 暁雄
	主任地方産業安全専門官 空閑 秀雄
電話	024-536-4603 (直通)

福島労働局長が安全パトロールを行います

福島労働局（局長 河西直人）では、墜落・転落災害や熱中症等の発生リスクの高い建設業を対象として、下記の工事現場について安全パトロールを実施することとし、作業従事者に直接労働災害防止の呼びかけを行うこととしております。

安全パトロールには、河西労働局長ほか、建設業労働災害防止協会福島県支部、福島労働基準監督署（署長 塩原哲朗）が同行します。

安全パトロールでは、昨年建設業で災害が多かった①墜落・転落災害防止対策、②転倒災害防止対策、③建設機械・動力運搬機械による挟まれ・巻き込まれ災害防止対策のほか、④熱中症予防対策、及び ⑤新型コロナウイルス感染症防止対策の実施状況などを確認します。

日 時 令和4年7月15日（金） 午前10時00分から
パトロール開始は午前10時35分からを予定
場 所 福島第2地方合同庁舎（20）建築工事
（福島市花園町25-2他）
施工者 戸田建設株式会社 東北支店

※ 現場及び集合の場所については、別添案内図をご覧ください。

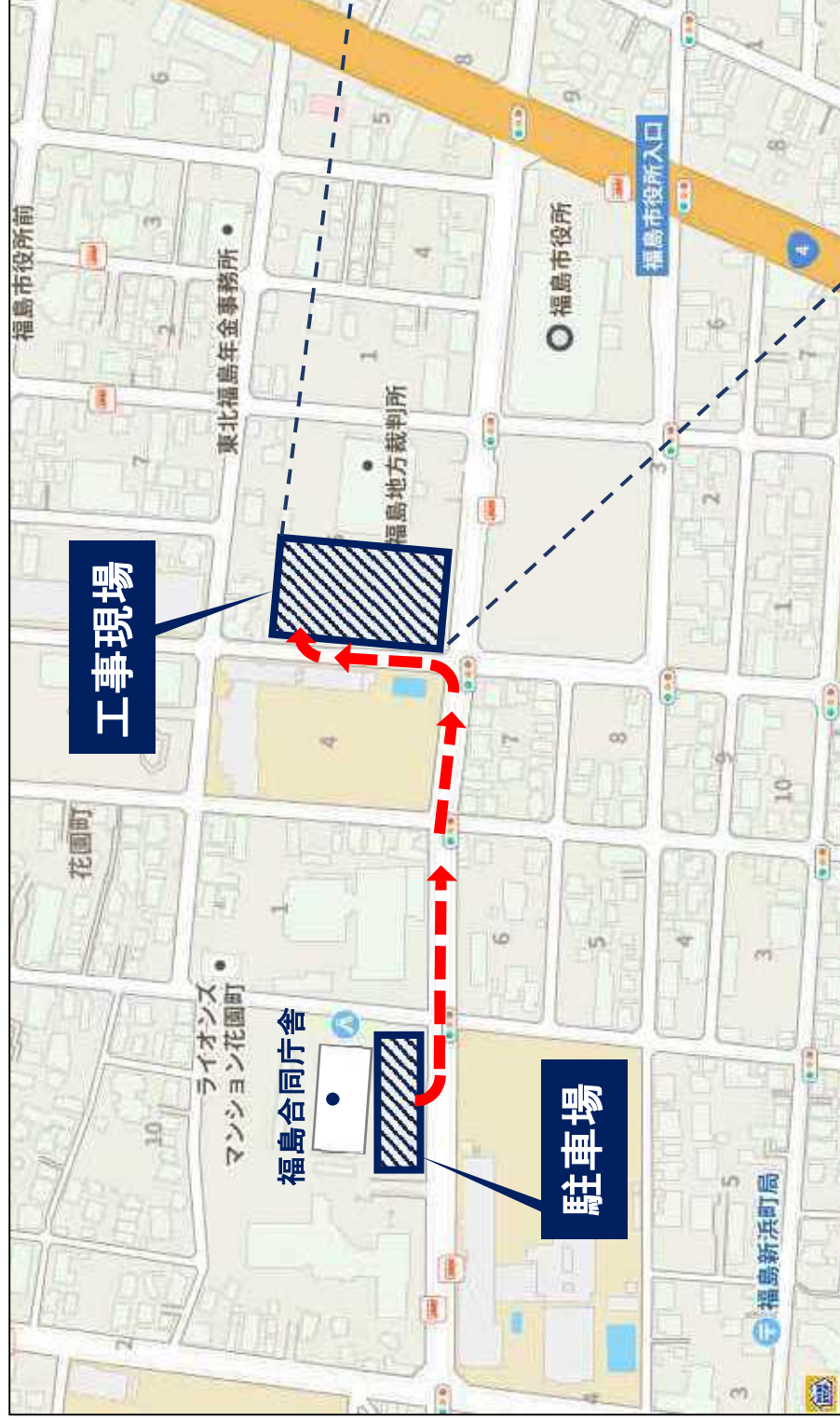


※ 取材（現地）に当たってのお願い

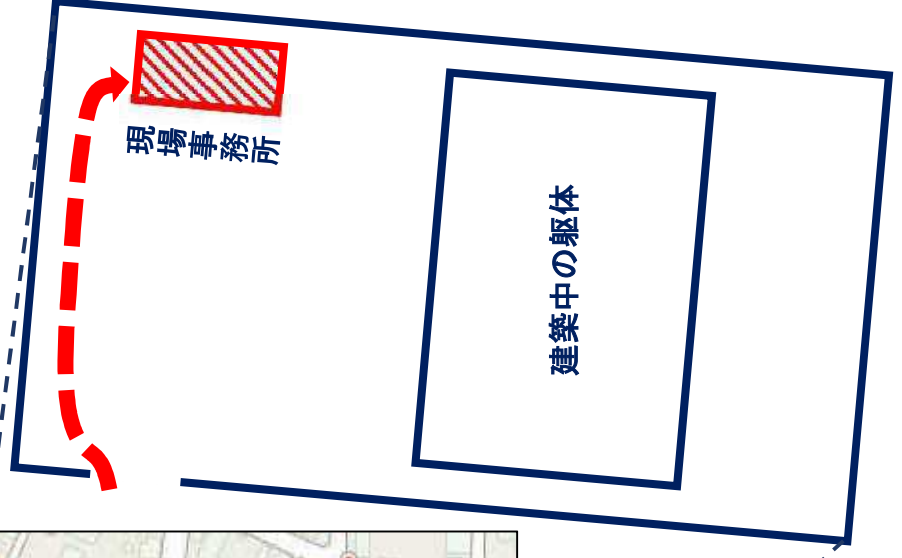
- (1) パトロールの取材に際しては、保護帽（ヘルメット）の着用をお願いします。
（現地でも準備しますが、お持ちの方は持参願います。）
- (2) 工事現場内では、現場管理者の指示に従って取材をお願いします。
- (3) 現地では、福島労働局健康安全課長（田中暁雄）が取材対応します。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（マスクの着用、手指消毒等）に御協力ください。
- (5) 現場入場者数を把握するため、**7月14日(木)正午までに別紙により御連絡**願います。
- (6) 現場事務所及び駐車場は、別添駐車場・工事現場案内図のとおりです（駐車場は福島合同庁舎の駐車場を御利用ください。集合場所は現場事務所になります。）。

駐車場・工事現場案内図

別 添



工事現場内配置



工事現場・現場事務所

〒960-8112

福島県福島市花園町25-2

TEL: 024-572-4264

FAX: 024-572-4265

【 出 席 連 絡 票 】

FAX 0 2 4 － 5 3 5 － 5 7 5 5

福島労働局労働基準部健康安全課 空閑 あて

報道機関名	氏 名

ご担当者

ご連絡先

()

※ 現場入場者数把握のため、**7月14日(木)正午までにFAXにてご連絡**ください。



担 当	福島労働局 労働基準部 健康安全課長
	田中暁雄 主任地方産業安全専門官 空閑秀雄 電話 024-536-4603(直通)

安全衛生に係る厚生労働大臣表彰の受賞者が決定（本県関係） ー 7月4日に福島労働局において伝達授与式を行いますー

厚生労働省では、毎年、全国安全週間（7月1日～7日）の時期に、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範と認められる事業場や、長年にわたり地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした功績者などに対して、厚生労働大臣表彰を行っています。

厚生労働本省は、6月3日（金）に本年度の受賞者を発表しました。
本県関係の受賞者は以下のとおりです。

【優良賞】（安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に対する表彰）

しんえつせきえいかぶしがいしゃ こおりやまこうじょう
信越石英株式会社 郡山工場

〔窯業土石製品
製造業〕

【奨励賞】（安全衛生に関する水準が優秀で改善のための取り組みが他の模範と認められる事業場又は企業に対する表彰）

かぶしがいしゃ
ノボ ノルディスク ファーマ株式会社
こおりやまこうじょう
郡山工場

〔化学工業〕

たいせいけんせつ じょうばんかいはつとくていけんせつこうじきょうどうきぎょうたい
大成建設・常磐開発特定建設工事共同企業体
しりつそうごういわききょうりつびょういん しんびょういんけんせつじぎょう
いわき市立総合磐城共立病院 新病院建設事業

〔総合工事業〕

優良賞の受賞者（信越石英株式会社 郡山工場）については、中央表彰式において表彰状を授与します。

中央表彰式

日 時 令和4年7月1日（金）13時30分から

場 所 LEVEL XXI 東京會館（レベル トウエンティワン）

東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル 21 階

<伝達授与式>

福島労働局（局長 河西直人）では、奨励賞受賞者（ノボ ノルディスク ファーマ株式会社 郡山工場、及び大成建設・常磐開発特定建設工事共同企業体 いわき市立総合磐城共立病院 新病院建設事業）に対する厚生労働大臣奨励賞の表彰の伝達授与式を、次の日程により行います。

○日時 令和4年7月4日（木） 午前10時30分から

○会場 福島合同庁舎 3階共用会議室

（福島市霞町1-46 福島合同庁舎）

参考1：受賞者及び受賞理由

○【優良賞】 信越石英株式会社 郡山工場

平成17年6月以降、延べ321万時間以上の無災害を更新中であること、平成22年8月から労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、それに基づきリスクを低減する取組が計画的、継続的に実施されており、特にリスクアセスメントの評価を全作業員が実施できるまでに取り組みが浸透していること、経営トップが安全衛生活動の重要性を認識しており、労働者側も改善提案制度、ヒヤリハット危険予知、非定常作業危険予知などについて、活発に創意工夫して取り組んでいることなどが、他の模範であると認められたものです。

○【奨励賞】 ノボ ノルディスク ファーマ株式会社 郡山工場

平成21年1月から労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、企業レベルで打ち出した安全衛生方針にもとづき、計画的に安全衛生管理を行っていること、各種認証システムの要求事項に従ったリスクアセスメント活動、欧州連合加盟国基準に従った機械の本質安全化対策、工程の積極的見直しによる作業負担の軽減策などを積極的に行っており、安全衛生水準が優秀であること、メンタルヘルスについてのリスクアセスメント、社内イントラネット動画を使ったストレッチの促進、テレワーク実施者に対する安全衛生教育などについて、活発に創意工夫して取り組んでいることなどが、他の模範である

と認められたものです。

○【奨励賞】 大成建設・常磐開発特定建設工事共同企業体
いわき市立総合磐城共立病院 新病院建設事業

平成26年9月以降令和3年3月までの全工期において無災害を達成したこと、作業計画段階でリスクアセスメントを実施し、重篤な災害が発生する恐れのある作業については二重の安全対策を実施したこと、ＩＣチップを活用した重機と作業員の接触防止対策、情報通信技術を活用した高水準な作業管理や工程管理による迅速な情報共有、ＶＲを活用した危険体感教育などについて、活発に創意工夫して取り組んでいることなどが他の模範であると認められたものです。

参考２：安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰

労働安全衛生法では、働く人の安全と健康を確保し、快適な職場環境をつくるため、事業主に労働災害の防止に取り組むよう定めています。この表彰は、災害が起っていない期間が特に長く、職場のリスクを低減する取組が特に活発に行われているなど、他の模範と認められる優良な事業場や団体をたたえるものです。

また、事業者団体の役員や学識経験者などで、長年にわたり安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体または事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした功労者なども対象となります。

参考３：本県の厚生労働大臣表彰受賞歴

年度	優良賞	奨励賞	団体賞	功労賞	功績賞	安全衛生推進賞
24						
25	1				1	
26		1			1	
27		1			1	1
28					1	1
29		1				
30					1	1
元					2	
2					1	1
3					1	
4	1	2				

参考４：令和４年度厚生労働大臣表彰受賞事業場・受賞者数【全国】

- (１) 優良賞（１７事業場）
安全衛生に関する水準が特に優秀で、他の模範と認められる事業場
- (２) 奨励賞（１５事業場）
安全衛生に関する水準が優秀で、改善の取組が他の模範になると認められる事業場
- (３) 功労賞（１名）
長年、労働安全衛生に尽くし、日本の安全衛生水準の向上に多大な貢献をした個人
- (４) 功績賞（３２名）
安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人
- (５) 安全衛生推進賞（４名）
長年、安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人

その他

- (１) 取材について、事前に連絡は不要です。
- (２) 新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の対応をお願いいたします。
 - ・マスクの着用、咳エチケット
 - ・アルコール消毒液（会場設置予定）での手指消毒
 - ・咳・発熱等の風邪症状がみられる方や、当日 37.5 度以上の発熱のある方、倦怠感や息苦しさがある方については、来局を見合わせていただきますようお願いいたします。

ふくしま合同就職面接会

日時

令和4年

7月14日(木)
13:00~16:30

参加企業：100社(予定)
※主に浜通り・会津地方の企業

日時

令和4年

7月15日(金)
13:00~16:30

参加企業：100社(予定)
※主に中通りの企業

会場

**ビッグパレット
ふくしま
多目的展示ホール**

(福島県郡山市南2丁目52番地)

雇用管理の優良な
ユースエール認定企業
が多数参加!!

参加無料!

JR郡山駅西口より
無料シャトルバス
を運行します!

参加 対象者

- 令和5年3月大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等卒業（修了）予定の方
- 令和2年3月以降に上記の学校を卒業（修了）した方
- 概ね35歳未満の求職者

詳細は
コチラ
▼



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、参加者はマスクの着用や、受付での手指消毒をお願いします。

当日は体温測定をしたうえ、発熱や風邪の症状がないことを確認しお越してください。

お問い合わせ

福島労働局職業安定課

☎024-529-5396

月～金曜日（8:30～17:15）

主 催：厚生労働省福島労働局
（新卒応援ハローワーク・ハローワーク）／福島県

共 催：郡山市

後 援：アカデミア・コンソーシアムふくしま

福島県商工会議所連合会／福島県商工会連合会

福島県中小企業団体中央会／福島県経営者協会連合会

福島県中小企業家同友会

【開催日時】
7/26日(火)
10:30～15:30

服装
自由

相談
ブース有

参加
無料

当日参加
OK!

ミニ就職面接会

【会場】郡山商工会議所（6階ホールA）
郡山市清水台1-3-8

＜一部＞ 10:30～12:30

＜二部＞ 13:30～15:30

【参加企業数】合計 **18社**（予定）

対象者：

- ◆令和5年3月大学院、大学、短期大学、
高等専門学校、専修学校卒業（修了予定）の方
- ◆概ね35歳未満の求職者の方

福島企業に出逢える

お問い合わせ先：福島若年者地域連携事業事務局まで

TEL. **022-380-7811** Mail: fuku-jakunen@lec.co.jp

〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1-1-10

第二河北ビル4階

HP: <https://public.lec-jp.com/jakunen-fukushima>



ホームページ



2部 入替制**当日のスケジュール**

【1部】

★10:10

★10:20

★10:30～

12:30

【2部】

★13:10

★13:20

★13:30～

15:30

求職者受付開始

オリエンテーション

三二就職面接会 開始
終了

※アンケートにご協力ください

第1部**10:30～12:30****第2部****13:30～15:30**

参加企業名		参加企業名	
1	株式会社マルゼン	1	株式会社星機械設計
2	株式会社エスビー商会	2	村越住建株式会社
3	株式会社二ノテック	3	株式会社サクラテック
4	加賀マイクロソリューション株式会社	4	株式会社太陽興産
5	サンセイ医機株式会社	5	株式会社ダイエツ
6	株式会社安藤製作所	6	セコム株式会社
7	株式会社大和三光製作所	7	グラントマト株式会社
8	株式会社田村バイオマスエナジー	8	株式会社日本アドシス
9	東日本倉庫株式会社	9	株式会社釜屋

※順不同

新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

- 発熱、咳、のどの痛み等の症状がみられる場合は、参加を慎重にご検討ください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、マスクの着用や受付での手指消毒にご協力をお願いします。
- その他、ご質問・ご案内は、株式会社東京リーガルマインド仙台支社までお問い合わせください。



県内で施設・事業所を展開している

令和4年度 第1回

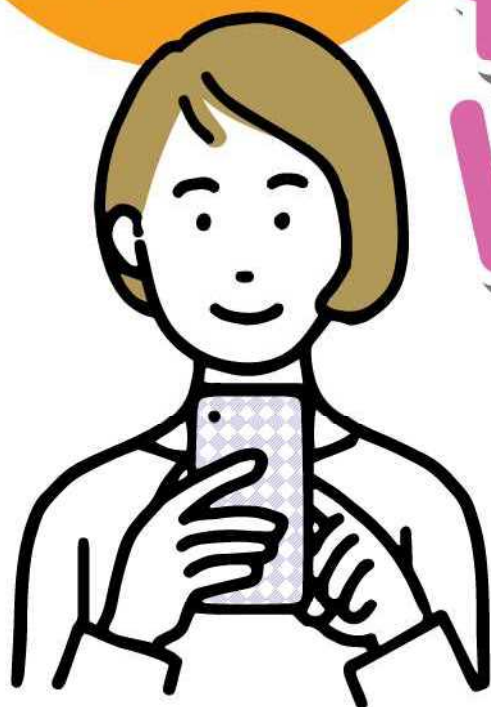
福島県委託事業

資料No. 5

73法人（予定）が
参加します！

福祉の職場 WEB説明会

「福島県福祉人材センター」ホームページ特設サイト
URL <https://f-fjc.com/>



開催
期間
2022

7.1  **~7.31** 

いつでも・どこでも・どなたでもご覧ください！！

最新の求人に
アクセス！

どんな
法人があるの？

施設の魅力を
PR動画で
見てみよう！



気になる施設と直接お話ができる合同就職説明会や、
求職者の方に向けたセミナーを開催いたします！

（詳細については、裏面を確認！）

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

福島県福祉人材センター

TEL 024-521-5662

URL <https://f-fjc.com/>

共催：厚生労働省福島労働局、県内各ハローワーク（公共職業安定所）、公益財団法人介護労働安定センター
後援：厚生労働省（予定）

令和4年度 第1回

福祉の職場 合同就職説明会



WEB説明会の73法人(予定)が出席

「オンライン面談」同時開催
 詳しくはお問い合わせください

福島会場

 2022年 **7.6** 水

時間 16:30~19:00 (受付開始/16:00)

 福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ
 (福島市曾根田町1-18 MAXふくしま4階)

郡山会場

 2022年 **7.9** 土

時間 13:30~16:00 (受付開始/13:00)

 ビッグパレットふくしま
 1階 多目的展示ホールA(郡山市南2丁目52)

就職支援セミナー 各会場同日開催

- 福島会場 15:30~16:15 (受付開始/15:15) 小活動室
- 郡山会場 12:30~13:15 (受付開始/12:15) 1階 コンベンションホールB

気になることを気軽に聞けるチャンスです!

(雇用保険の求職活動実績に該当します)

 休日や
福利厚生は?

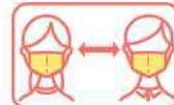
 資格や経験が
なくてもできる
仕事は?

**個別
相談コーナー**

- ハローワーク
- 介護労働安定センター
- 福祉人材センター
- 保育士・保育所支援センター
- 就職支援金貸付案内コーナー


 左記2次元バーコード(URL)をチェックし、
 事前申込みをお願いします。

<https://f-fjc.com/>

 感染症対策として、マスクの着用・手指消毒・検温等のご協力をお願いします。
 悪天候や感染症拡大等により、開催中止となる場合があります。
 その際は本会ホームページにおいてご案内いたします。

**お問
い合
わせ先**

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 福島県福祉人材センター

TEL 024-521-5662

URL <https://f-fjc.com/>

会社と従業員を守って活かす！

在籍型出向(雇用シェア)



支援セミナー

参加無料
先着25名

新型コロナの影響で一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足の企業等との間で在籍型出向により雇用を維持する取り組みを支援しています。

令和4年 **7月26日(火)** 13:30-15:00

会場

郡山市労働福祉会館

内容

- 在籍型出向の概要とメリットについて
- 在籍型出向開始までのステップ
マッチング支援
- 在籍型出向に必要な書類作成の
ポイントと留意点
- 産業雇用安定助成金の概要と事例紹介
- 従業員の雇用維持に取り組む企業・
人材を確保したい企業の皆様、関係機関・団体



**在籍型出向を実施した
企業による動画
インタビュー！**

対象者

企業にとって、雇用維持するだけでなく、プラスのメリットがあります！

在籍型出向を活用すると……



申込みフォームは
こちらから→



**従業員のモチベーション維持や
スキルアップが期待できます！**



**産業雇用安定助成金活用で、
出向者の賃金を
国が最大9割助成！**

**興味のある方はぜひ！
ご参加ください。**

お申込みは裏面へ



厚生労働省

主催：福島労働局

共催：産業雇用安定センター福島事務所

在籍型出向(雇用シェア)支援セミナー 参加申込書

(このままFAXで送信できます)

FAX : 024-536-4211

＊下記の申込書にご記入の上、FAXでお申し込み下さい。

企業・団体名			
住所	〒		
電話番号			
参加者名		部署・役職	
参加者名		部署・役職	

＊最大1社2名まで参加可能ですが、希望者が多数の場合は調整させていただく場合もあります。

＊定員に達しましたら、先着順とさせていただきます。お早めにお申し込み下さい。

新型コロナウイルス感染症対策について

＊当日は、マスクの着用・入室時の手指の消毒・検温をお願いいたします。

＊咳や熱などの体調不良の際は参加をお控え下さい。

[お問い合わせ先]

福島労働局職業安定部職業対策課

福島市霞町1-46 福島合同庁舎4F

TEL 024-529-5409

福島労働局雇用保険電子申請事務センター 移転のお知らせ

現在、一部の雇用保険電子申請の審査事務を「福島労働局雇用保険電子申請事務センター」において集中化して行っておりますが、**令和4年7月4日（月）**から下記の所在地へ移転します。

移転先所在地

〒960-8035 福島市本町5番8号
福島第一生命ビル3階

電話番号

024-572-5477

※電話番号も変更となりますので、ご注意願います。

事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆さまにおかれましては、引き続き電子申請の利用促進にご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ご注意ください

- 電子申請画面（基本情報画面）の申請先は管轄のハローワークを選択してください。
- 届出内容について、電子申請事務センターまたは管轄のハローワークから確認の連絡をさせていただくことがあります。また、必要に応じて確認書類の添付を依頼することがあります。

電子申請は

e-GOV

イーガブで!!



福島労働局・公共職業安定所（ハローワーク）



福島労働局

Press Release

令和4年6月24日

【照会先】

福島労働局 職業安定部 職業対策課

課長 高羽 秀幸

課長補佐 安達 文洋

高齢者対策担当官 宮城 錠児

(電話) 024-529-5409

令和3年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

厚生労働省福島労働局（局長 河西 直人）では、このたび、令和3年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）の集計結果を取りまとめたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や、「業務委託契約の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業3,697社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和3年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています※。

厚生労働省では、今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、福島労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

（集計結果の主なポイントは次ページ以降を参照）

※ 令和2年6月1日時点の集計結果では、従業員31人以上の企業の状況をまとめていましたが、今回の集計結果では21人以上の企業の状況をまとめています。このため、11ページ以降の表においては、比較可能な場合には前年の数値を記載しています。

【集計結果の主なポイント】

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況（11ページ表1、12ページ表3-1）

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は3,670社（99.3%）

- ・企業規模別には大企業では100.0%、中小企業では99.2%
- ・高年齢者雇用確保措置を「継続雇用制度の導入」により実施している企業は、全企業において65.9%

② 65歳定年企業の状況（13ページ表4）

65歳定年企業は929社（25.1%）

- ・中小企業では25.6%
- ・大企業では14.7%

II 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

① 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（14ページ表5-1）

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は1,057社（28.6%）

- ・中小企業では29.0%
- ・大企業では20.2%

② 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況（15ページ表6）

66歳以上まで働ける制度のある企業は1,557社（42.1%）

- ・中小企業では42.4%
- ・大企業では35.0%

③ 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（15ページ表7）

70歳以上まで働ける制度のある企業は1,459社（39.5%）

- ・中小企業では39.7%
- ・大企業では33.7%

④ 定年制廃止企業の状況および66歳以上定年企業の状況（13ページ表4）

定年制の廃止企業は149社（4.0%）

- ・中小企業では4.2%
- ・大企業では0.0%

詳細は、次ページ以降をご参照ください。

<集計対象>

■ 福島県の常時雇用する労働者が21人以上の企業3,697社

（報告書用紙送付事業所数4,089事業所）

中小企業（21～300人規模）：3,534社（うち31～300人規模：2,462社）

大企業（301人以上規模）：163社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況（11ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業は、報告した企業全体で3,670社（99.3%）であった。

注1 雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入[※]

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ（経過措置）。

(2) 企業規模別の状況（11ページ表1）

企業規模別に雇用確保措置を実施済みの企業の割合は、大企業では100.0%、中小企業では99.2%（31人以上規模の企業では99.9%）であった。

（参考）31人以上規模企業

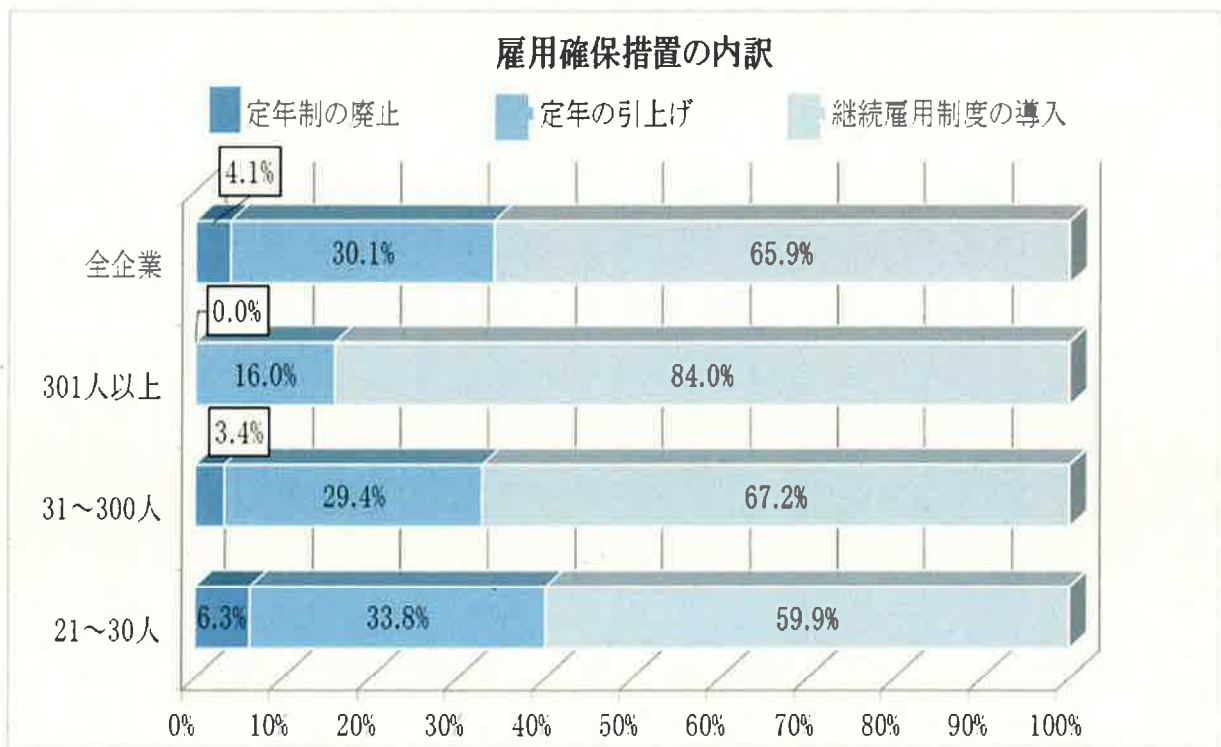
										(%)
平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年
91.1	96.3	86.8	97.8	98.8	99.0	99.3	99.7	99.7	99.8	99.9

※平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があり、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

(3) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（12ページ表3-1）

報告した全企業について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制度の見直し（下記①、②）よりも、継続雇用制度の導入（下記③）を行うことで雇用確保措置を講じている企業が多かった。

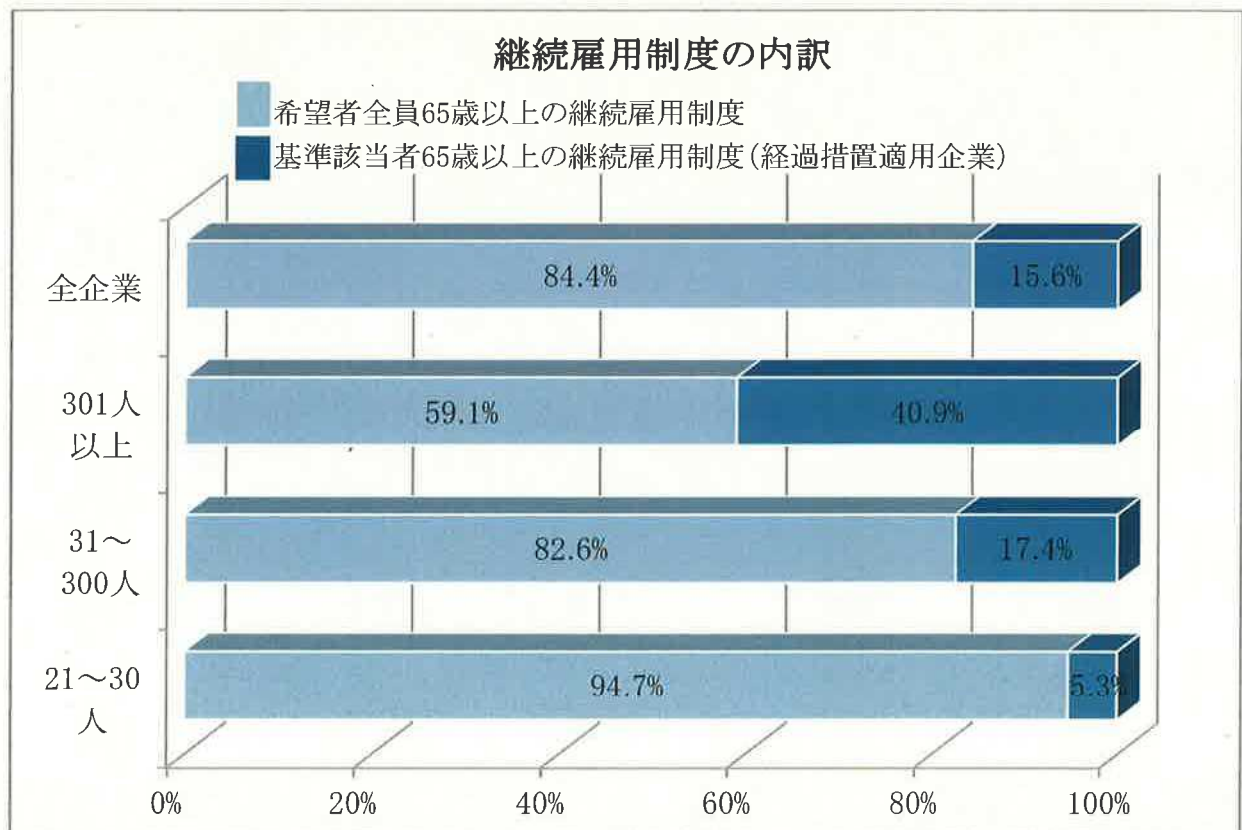
- ① 定年制の廃止は149社（4.1%）
- ② 定年の引上げは1,104社（30.1%）
- ③ 継続雇用制度の導入は2,417社（65.9%）



(4) 65歳以上の継続雇用制度のある企業の状況（12 ページ表 3－2）

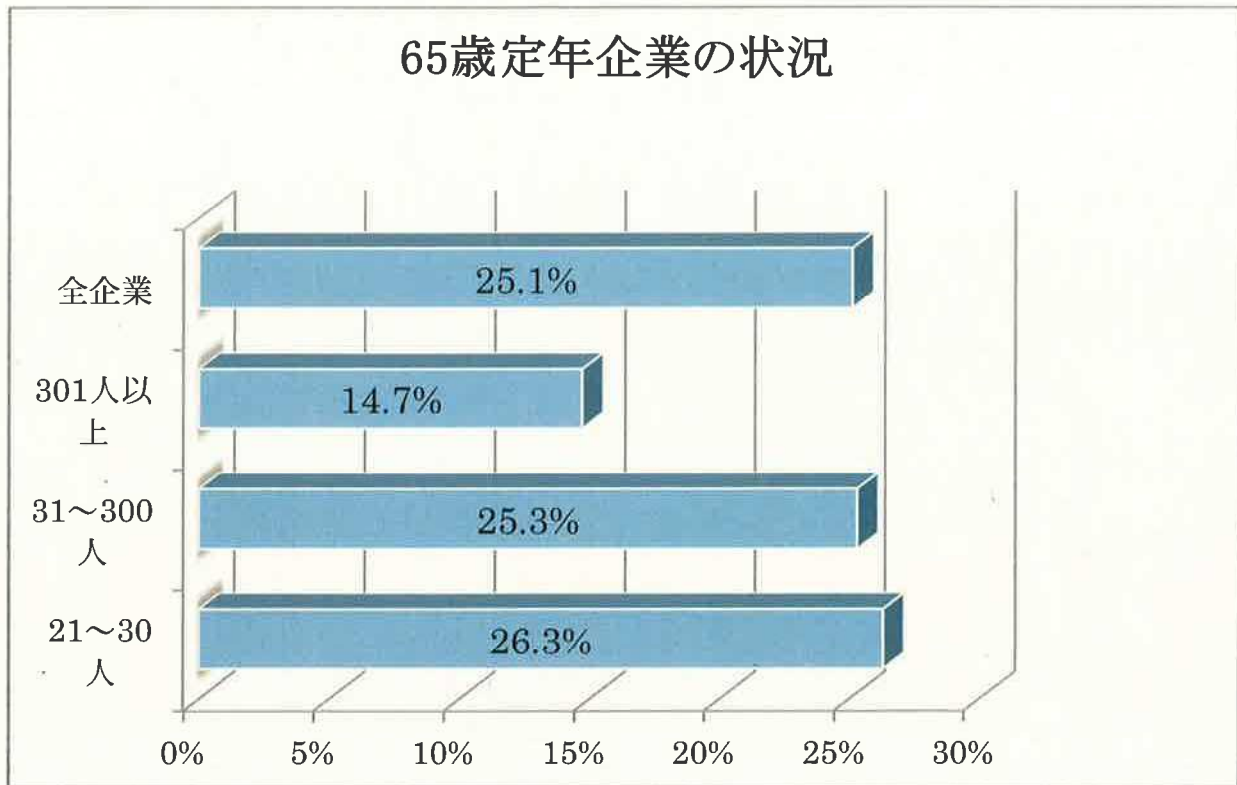
65歳以上の「継続雇用制度の導入」を行うことで雇用確保措置を講じている企業(2,417社)を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は2,041社（84.4%）であった。

一方、高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、報告した全企業では15.6%であったが、大企業に限ると40.9%であった。



2 65歳定年企業の状況（13ページ表4）

報告した全企業のうち、定年を65歳とする企業は929社（25.1％）で、中小企業では25.6％、大企業では14.7％であった。



3 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（14ページ表5-1）

報告した全企業において、70歳までの高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」^{注2}という。）を実施済みの企業は1,057社（28.6％）で、中小企業では29.0％、大企業では20.2％であった。

注2 就業確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。

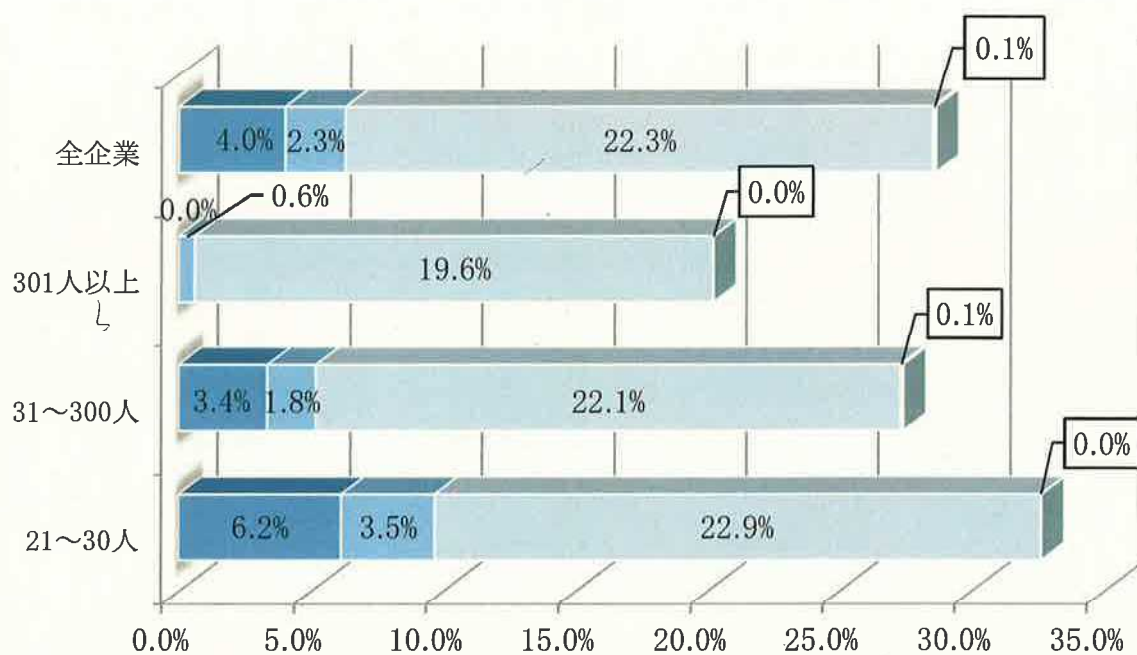
①70歳までの定年の引上げ、②定年制の廃止、③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

(2) 70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳

- ① 定年制の廃止は149社（4.0％）
- ② 定年の引上げは84社（2.3％）
- ③ 継続雇用制度の導入は823社（22.3％）
- ④ 創業支援等措置の導入は1社（0.1％）

就業確保措置の内訳

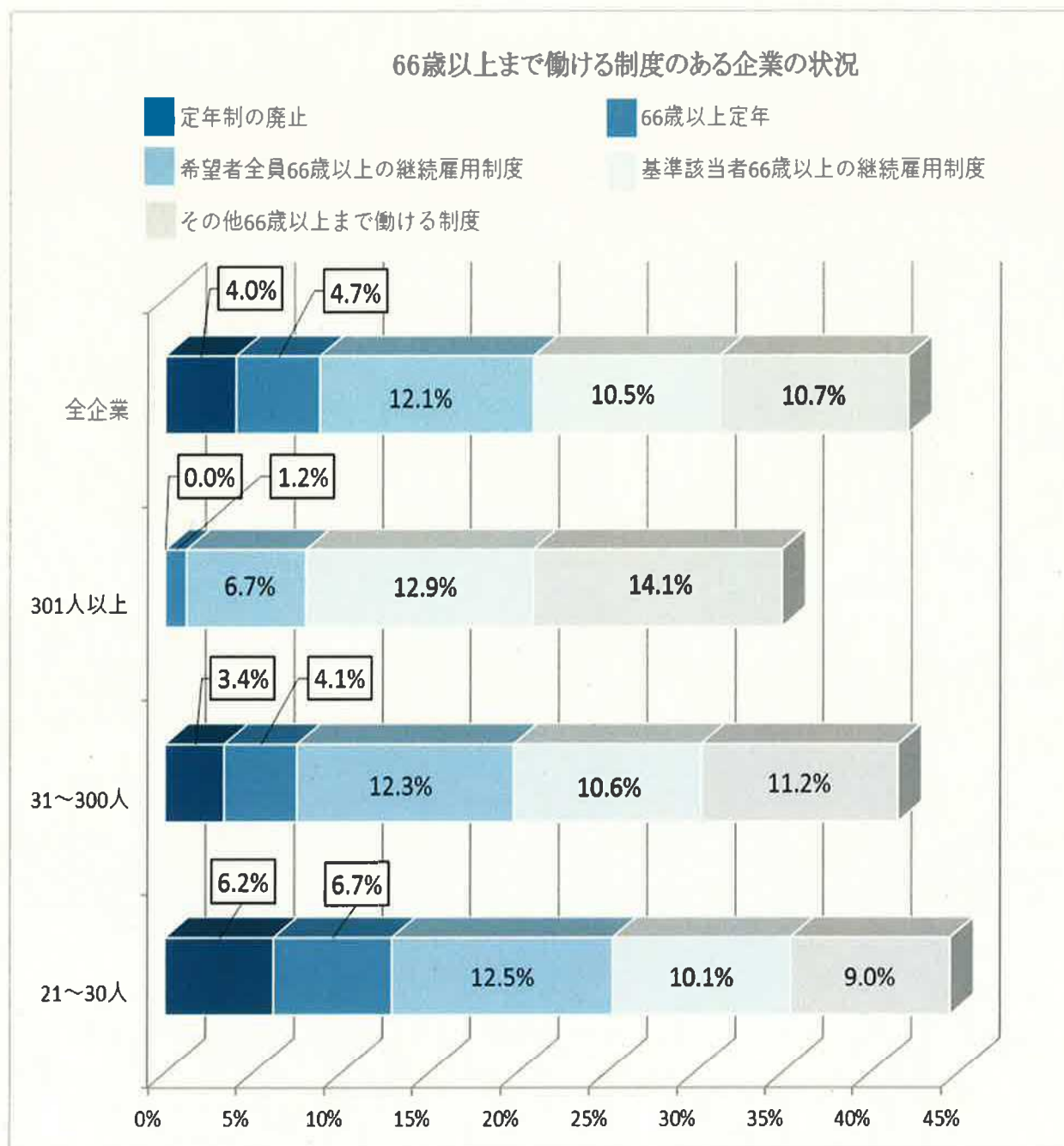
■ 定年制の廃止 ■ 定年の引上げ ■ 継続雇用制度の導入 ■ 創業支援等措置の導入



4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況（15ページ表6）

報告した全企業において、66歳以上まで働ける制度のある企業は1,557社（42.1%）で、中小企業では42.4%、大企業では35.0%であった。



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（15 ページ表 7）

報告した全企業において、70歳以上まで働ける制度のある企業は1,459社（39.5％）で、中小企業では39.7％、大企業では33.7％であった。

(3) 定年制の廃止および66歳以上定年企業の状況（13ページ表 4）

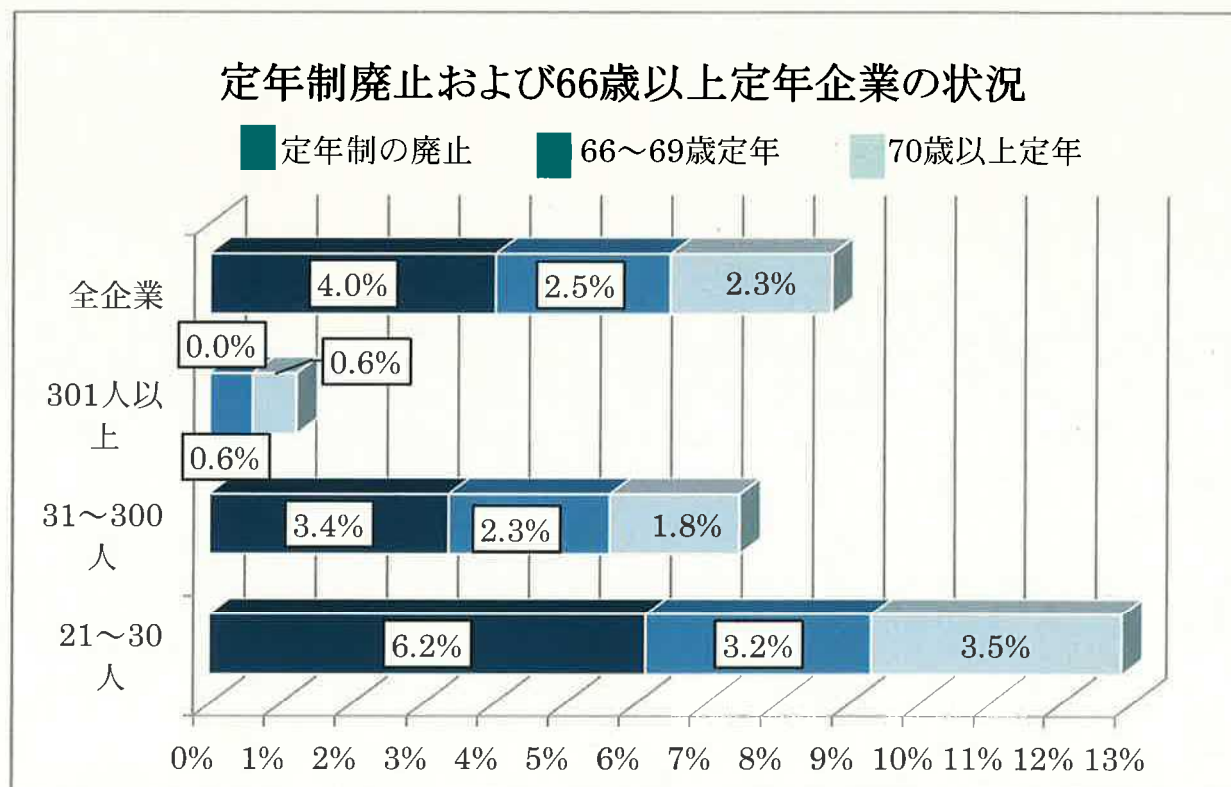
報告した全企業において、定年制を廃止している企業は149社（4.0％）、定年を66～69歳とする企業は91社（2.5％）、定年を70歳以上とする企業は84社（2.3％）で、これを企業規模別に見ると、次のとおりであった。

① 中小企業

- ・ 定年制を廃止している企業は4.2％
- ・ 定年を66～69歳とする企業は2.5％
- ・ 定年を70歳以上とする企業は2.3％

⑤ 大企業

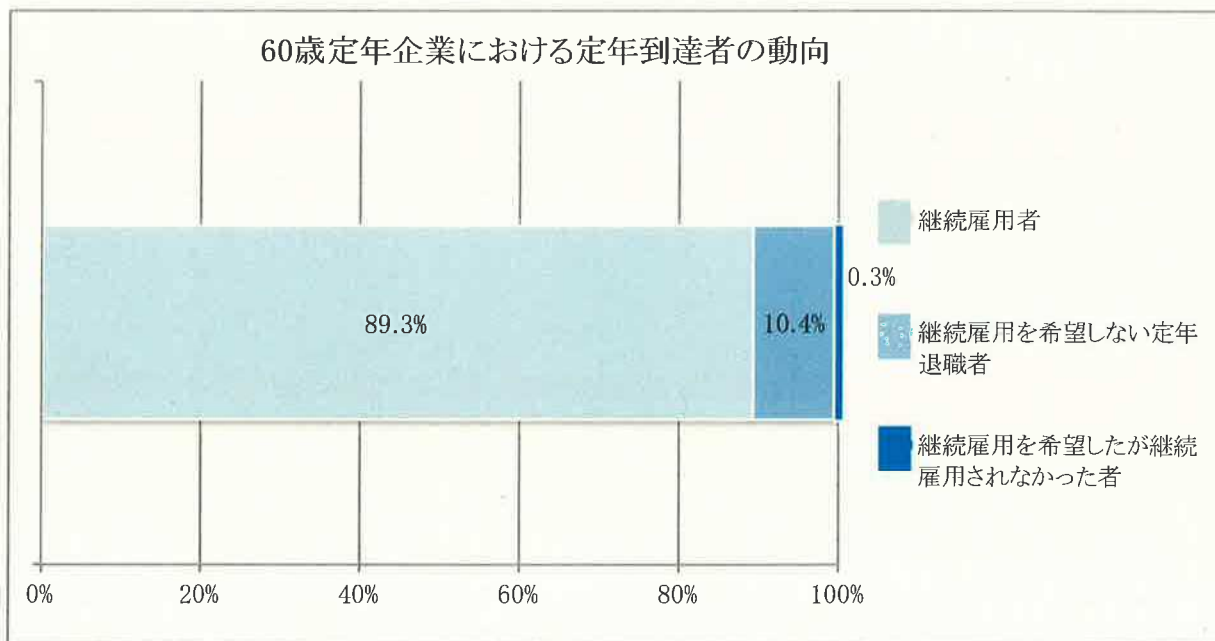
- ・ 定年制を廃止している企業は0.0％
- ・ 定年を66～69歳とする企業は0.6％
- ・ 定年を70歳以上とする企業は0.6％



5 60歳定年到達者の動向

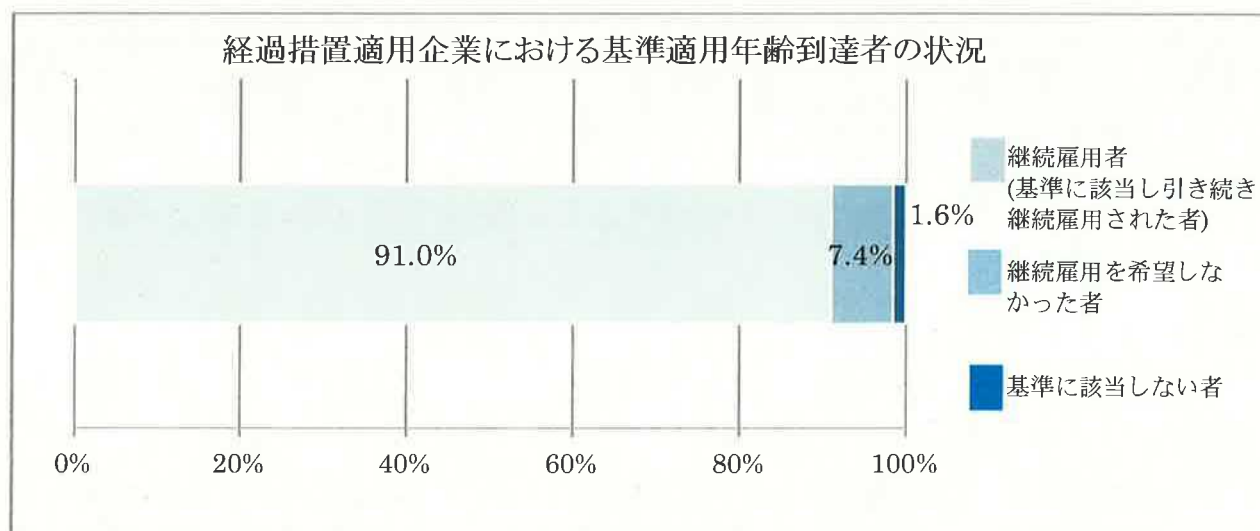
(1) 60歳定年企業における定年到達者の動向（16ページ表8－1）

60歳定年企業において、過去1年間（令和2年6月1日から令和3年5月31日）に定年に到達した者は、5,506人であった。このうち、継続雇用された者は89.3%（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は0.7%）、継続雇用を希望しない定年退職者は10.4%、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0.3%であった。



(2) 継続雇用の対象者を限定する基準に係る経過措置の適用状況（16ページ表8－2）

経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間（令和2年6月1日から令和3年5月31日）に、基準を適用できる年齢（平成31年4月1日から令和4年3月31日までは63歳以上）に到達した者は、690人であった。このうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は91.0%、継続雇用の更新を希望しなかった者は7.4%、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は1.6%であった。



6 高年齢常用労働者の状況（17 ページ表 9）

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

報告した全企業における常用労働者数（354,703人）のうち、60歳以上の常用労働者数は60,725人で17.1%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が33,117人、65～69歳が27,608人、70歳以上が9,159人であった。

(2) 高年齢労働者の推移（31人以上規模企業）

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は54,966人で、平成21年と比較すると、36,408人増加している。

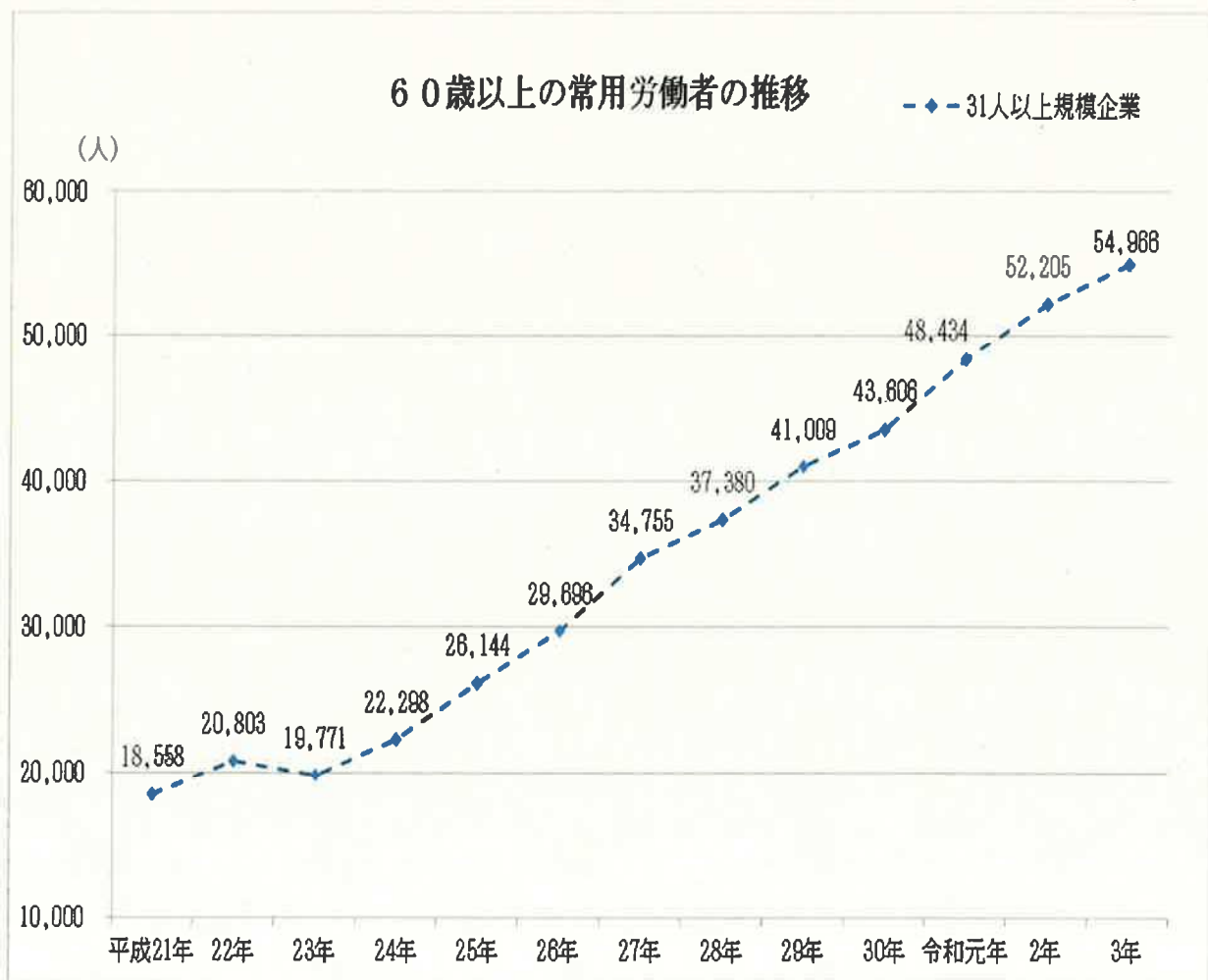


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上 総計	3,670	-	27	-	3,697	-
	99.3%	-	0.7%	-	100.0%	-
31人以上 総計	2,622	(2,449)	3	(5)	2,625	(2,454)
	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	3,507	-	27	-	3,534	-
	99.2%	-	0.8%	-	100.0%	-
21~30人	1,048	-	24	-	1,072	-
	97.8%	-	2.2%	-	100.0%	-
31~300人	2,459	(2,289)	3	(5)	2,462	(2,294)
	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	163	(160)	0	(0)	163	(160)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「301人以上」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
規 模 別	合 計	99.3%	-	0.7%	-
	21~30人	97.8%	-	2.2%	-
	31~50人	99.7%	(99.6%)	0.3%	(0.4%)
	51~100人	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)
	101~300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
産 業 別		21人以上		31人以上	
	合 計	99.3%	-	99.9%	(99.8%)
	農、林、漁業	97.4%	-	100.0%	(100.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	建設業	99.5%	-	99.7%	(100.0%)
	製造業	99.3%	-	100.0%	(100.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	情報通信業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	運輸、郵便業	99.7%	-	100.0%	(100.0%)
	卸売業、小売業	98.9%	-	100.0%	(99.7%)
	金融業、保険業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	-	100.0%	(98.6%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	-	100.0%	(98.7%)
	教育、学習支援業	96.1%	-	98.7%	(98.6%)
	医療、福祉	99.1%	-	99.8%	(99.8%)
	複合サービス事業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	99.3%	-	100.0%	(100.0%)
	その他	100.0%	-	100.0%	(100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	149 4.1%	1,104 30.1%	2,417 65.9%	3,670 100.0%
31人以上総計	83 (65) 3.2% (2.7%)	750 (650) 28.6% (26.5%)	1,789 (1,734) 68.2% (70.8%)	2,622 (2,449) 100.0% (100.0%)
21~300人	149 4.2%	1,078 30.7%	2,280 65.0%	3,507 100.0%
21~30人	66 6.3%	354 33.8%	628 59.9%	1,048 100.0%
31~300人	83 (64) 3.4% (2.8%)	724 (630) 29.4% (27.5%)	1,652 (1,595) 67.2% (69.7%)	2,459 (2,289) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1) 0.0% (0.6%)	26 (20) 16.0% (12.5%)	137 (139) 84.0% (86.9%)	163 (160) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度	② 基準該当者65歳以上の 継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	2,041 84.4%	376 15.6%	2,417 100.0%
31人以上総計	1,446 (1,352) 80.8% (78.0%)	343 (382) 19.2% (22.0%)	1,789 (1,734) 100.0% (100.0%)
21~300人	1,960 86.0%	320 14.0%	2,280 100.0%
21~30人	595 94.7%	33 5.3%	628 100.0%
31~300人	1,365 (1,279) 82.6% (80.2%)	287 (316) 17.4% (19.8%)	1,652 (1,595) 100.0% (100.0%)
301人以上	81 (73) 59.1% (52.5%)	56 (66) 40.9% (47.5%)	137 (139) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	自社以外の継続雇用先がある企業										合計 (①～⑧)
	① 自社のみ	② 自社、子会社 等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社 等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等	⑧ その他の会社 を含む	小計 (②～⑧)		
21人以上 総計	2,319 95.9%	42 1.7%	20 0.8%	23 1.0%	2 0.1%	0 0.0%	11 0.5%	0 0.0%	98 4.1%	2,417 100.0%	
31人以上 総計	1,709 (1,670) 95.5% (96.3%)	35 (32) 2.0% (1.8%)	16 (9) 0.9% (0.5%)	19 (18) 1.1% (1.0%)	1 (2) 0.1% (0.1%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	9 (3) 0.5% (0.2%)	0 0.0%	80 (64) 4.5% (3.7%)	1,789 (1,734) 100.0% (100.0%)	
21～300人	2,196 96.3%	32 1.4%	18 0.8%	21 0.9%	2 0.1%	0 0.0%	11 0.5%	0 0.0%	84 3.7%	2,280 100.0%	
	21～30人	610 97.1%	7 1.1%	4 0.6%	4 0.6%	1 0.2%	0 0.0%	2 0.3%	0 0.0%	18 2.9%	628 100.0%
		31～300人	1,586 (1,544) 96.0% (96.8%)	25 (23) 1.5% (1.4%)	14 (8) 0.8% (0.5%)	17 (15) 1.0% (0.9%)	1 (2) 0.1% (0.1%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	9 (3) 0.5% (0.2%)	0 0.0%	66 (51) 4.0% (3.2%)
	301人以上		123 (126) 89.8% (90.6%)	10 (9) 7.3% (6.5%)	2 (1) 1.5% (0.7%)	2 (3) 1.5% (2.2%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 0.0%	14 (13) 10.2% (9.4%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「⑧その他の会社を含む」とは、自社以外の継続雇用先がある企業のうち、子会社等及び関連会社等以外の他社を継続雇用先としている企業を計上している(継続雇用先がその他の会社の場合も含む。)

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上 総計	149 -	929 -	91 -	84 -	1,253 -	3,697 -
	4.0% -	25.1% -	2.5% -	2.3% -	33.9% -	100.0% -
31人以上 総計	83 (65)	647 (568)	57 (48)	46 (34)	833 (715)	2,625 (2,454)
	3.2% (2.6%)	24.6% (23.1%)	2.2% (2.0%)	1.8% (1.4%)	31.7% (29.1%)	100.0% (100.0%)
21～300人	149 -	905 -	90 -	83 -	1,227 -	3,534 -
	4.2% -	25.6% -	2.5% -	2.3% -	34.7% -	100.0% -
21～30人	66 -	282 -	34 -	38 -	420 -	1,072 -
	6.2% -	26.3% -	3.2% -	3.5% -	39.2% -	100.0% -
31～300人	83 (64)	623 (549)	56 (47)	45 (34)	807 (694)	2,462 (2,294)
	3.4% (2.8%)	25.3% (23.9%)	2.3% (2.0%)	1.8% (1.5%)	32.8% (30.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1)	24 (19)	1 (1)	1 (0)	26 (21)	163 (160)
	0.0% (0.6%)	14.7% (11.9%)	0.6% (0.6%)	0.6% (0.0%)	16.0% (13.1%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※ 「②65歳以上定年」は、表3-1の「②定年の引上げ」に対応している。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表5-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み						②就業確保措置 相当の措置実施	③その他 未実施	合計 (①+②+③)							
	定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度 の導入	創業支援等措置 の導入												
21人以上総計	1,057	-	149	-	84	-	823	-	1	-	106	-	2,534	-	3,697	-
	28.6%	-	4.0%	-	2.3%	-	22.3%	-	0.1%	-	2.9%	-	68.5%	-	100.0%	-
	31人以上総計	707	-	83	-	46	-	577	-	1	-	76	-	1,842	-	2,625
26.9%		-	3.2%	-	1.8%	-	22.0%	-	0.1%	-	2.9%	-	70.2%	-	100.0%	-
21～300人	1,024	-	149	-	83	-	791	-	1	-	105	-	2,405	-	3,534	-
	29.0%	-	4.2%	-	2.3%	-	22.4%	-	0.1%	-	3.0%	-	68.1%	-	100.0%	-
21～30人	350	-	66	-	38	-	246	-	0	-	30	-	692	-	1,072	-
	32.6%	-	6.2%	-	3.5%	-	22.9%	-	0.0%	-	2.8%	-	64.6%	-	100.0%	-
31～300人	674	-	83	-	45	-	545	-	1	-	75	-	1,713	-	2,462	-
	27.4%	-	3.4%	-	1.8%	-	22.1%	-	0.1%	-	3.0%	-	69.6%	-	100.0%	-
301人以上	33	-	0	-	1	-	32	-	0	-	1	-	129	-	163	-
	20.2%	-	0.0%	-	0.6%	-	19.6%	-	0.0%	-	0.6%	-	79.1%	-	100.0%	-

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢が70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21人以上総計」「31人以上総計」「21～300人」「21～30人」「31～300人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表5-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
規模別	合 計	28.6%	-	71.4%	-
	21～30人	32.6%	-	67.4%	-
	31～50人	30.2%	-	69.8%	-
	51～100人	27.4%	-	72.6%	-
	101～300人	21.4%	-	78.6%	-
	301～500人	17.6%	-	82.4%	-
	501～1,000人	19.1%	-	80.9%	-
	1,001人以上	29.0%	-	71.0%	-
産業別	合 計	28.6%	26.9%	71.4%	73.1%
	農、林、漁業	35.9%	26.3%	64.1%	73.7%
	鉱業、採石業、砂利採取業	37.5%	40.0%	62.5%	60.0%
	建設業	40.0%	36.6%	60.0%	63.4%
	製造業	20.9%	19.0%	79.1%	81.0%
	電気・ガス・熱供給・水道業	11.1%	0.0%	88.9%	100.0%
	情報通信業	13.6%	11.4%	86.4%	88.6%
	運輸、郵便業	34.1%	33.6%	65.9%	66.4%
	卸売業、小売業	24.5%	24.4%	75.5%	75.6%
	金融業、保険業	17.4%	20.0%	82.6%	80.0%
	不動産業、物品賃貸業	43.3%	50.0%	56.7%	50.0%
	学術研究、専門・技術サービス業	25.3%	24.0%	74.7%	76.0%
	宿泊業、飲食サービス業	25.5%	20.0%	74.5%	80.0%
	生活関連サービス業、娯楽業	25.0%	22.7%	75.0%	77.3%
	教育、学習支援業	10.7%	6.4%	89.3%	93.6%
	医療、福祉	31.7%	33.6%	68.3%	66.4%
	複合サービス事業	4.0%	0.0%	96.0%	100.0%
	サービス業(他に分類されないもの)	35.5%	33.8%	64.5%	66.2%
	その他	50.0%	100.0%	50.0%	0.0%

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤ その他66歳以上 まで働ける制度	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	149 - 4.0% -	175 - 4.7% -	448 - 12.1% -	390 - 10.5% -	395 - 10.7% -	772 - 20.9% -	1,162 - 31.4% -	1,557 - 42.1% -	3,697 - 100.0% -
31人以上 総計	83 (65) 3.2% (2.6%)	103 (82) 3.9% (3.3%)	314 (263) 12.0% (10.7%)	282 (302) 10.7% (12.3%)	298 (185) 11.4% (7.5%)	500 (410) 19.0% (16.7%)	782 (712) 29.8% (29.0%)	1,080 (897) 41.1% (36.6%)	2,625 (2,454) 100.0% (100.0%)
21～300人	149 - 4.2% -	173 - 4.9% -	437 - 12.4% -	369 - 10.4% -	372 - 10.5% -	759 - 21.5% -	1,128 - 31.9% -	1,500 - 42.4% -	3,534 - 100.0% -
21～30人	66 - 6.2% -	72 - 6.7% -	134 - 12.5% -	108 - 10.1% -	97 - 9.0% -	272 - 25.4% -	380 - 35.4% -	477 - 44.5% -	1,072 - 100.0% -
31～300人	83 (64) 3.4% (2.8%)	101 (81) 4.1% (3.5%)	303 (257) 12.3% (11.2%)	261 (278) 10.6% (12.1%)	275 (185) 11.2% (7.2%)	487 (402) 19.8% (17.5%)	748 (680) 30.4% (29.8%)	1,023 (845) 41.6% (36.8%)	2,462 (2,294) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1) 0.0% (0.6%)	2 (1) 1.2% (0.6%)	11 (6) 6.7% (3.8%)	21 (24) 12.9% (15.0%)	23 (20) 14.1% (12.5%)	13 (8) 8.0% (5.0%)	34 (32) 20.9% (20.0%)	57 (52) 35.0% (32.5%)	163 (160) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員 70歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤ その他70歳以上 まで働ける制度	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	149 - 4.0% -	84 - 2.3% -	436 - 11.8% -	387 - 10.5% -	403 - 10.9% -	669 - 18.1% -	1,056 - 28.6% -	1,459 - 39.5% -	3,697 - 100.0% -
31人以上 総計	83 (65) 3.2% (2.6%)	46 (34) 1.8% (1.4%)	300 (248) 11.4% (10.1%)	277 (294) 10.6% (12.0%)	299 (186) 11.4% (7.6%)	429 (347) 16.3% (14.1%)	708 (641) 26.9% (26.1%)	1,005 (827) 38.3% (33.7%)	2,625 (2,454) 100.0% (100.0%)
21～300人	149 - 4.2% -	83 - 2.3% -	424 - 12.0% -	367 - 10.4% -	381 - 10.8% -	656 - 18.6% -	1,023 - 28.9% -	1,404 - 39.7% -	3,534 - 100.0% -
21～30人	66 - 6.2% -	38 - 3.5% -	136 - 12.7% -	110 - 10.3% -	104 - 9.7% -	240 - 22.4% -	350 - 32.6% -	454 - 42.4% -	1,072 - 100.0% -
31～300人	83 (64) 3.4% (2.8%)	45 (34) 1.8% (1.5%)	288 (242) 11.7% (10.5%)	257 (271) 10.4% (11.8%)	277 (166) 11.3% (7.2%)	416 (340) 16.9% (14.8%)	673 (611) 27.3% (26.6%)	950 (777) 38.6% (33.9%)	2,462 (2,294) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1) 0.0% (0.6%)	1 (0) 0.6% (0.0%)	12 (6) 7.4% (3.8%)	20 (23) 12.3% (14.4%)	22 (20) 13.5% (12.5%)	13 (7) 8.0% (4.4%)	33 (30) 20.2% (18.8%)	55 (50) 33.7% (31.3%)	163 (160) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※ 70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表8-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇 用されなかった者)	継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	1,451	5,506	575	10.4% (11.0%)	4,916	89.3% (88.8%)	38	0.7% (1.6%)	15	0.3% (0.2%)
うち女性	757	2,681	264	9.8% (10.2%)	2,414	90.0% (89.6%)	8	0.3% (0.6%)	3	0.1% (0.2%)
										188

※ 本集計は、過去1年間(令和2年6月1日から令和3年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。
 ※ ()内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。
 ※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

表8-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者 の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(63歳)がいる企業	146	690	51	7.4% (4.8%)	628	91.0% (94.1%)	11	1.6% (1.2%)
うち女性	82	311	24	7.7% (6.4%)	285	91.6% (93.2%)	2	0.6% (0.4%)

※ 本集計は、令和2年6月1日から令和3年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。
 ※ ()内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。
 ※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

	年齢計	60歳以上合計		60～64歳		65歳以上		うち70歳以上	
3 規 1 模 人 企 業 上	平成21年	284,466人	(100.0)	18,558人	(100.0)	13,918人	(100.0)	4,640人	(100.0)
	平成22年	289,914人	(101.9)	20,803人	(112.1)	16,120人	(115.8)	4,683人	(100.9)
	平成23年	273,425人	(96.1)	19,771人	(106.5)	16,108人	(115.7)	3,663人	(78.9)
	平成24年	283,360人	(99.6)	22,298人	(120.2)	17,937人	(128.9)	4,361人	(94.0)
	平成25年	291,504人	(102.5)	26,144人	(140.9)	19,761人	(142.0)	6,383人	(137.6)
	平成26年	300,550人	(105.7)	29,696人	(160.0)	21,404人	(153.8)	8,292人	(178.7)
	平成27年	309,189人	(108.7)	34,755人	(187.3)	23,790人	(170.9)	10,965人	(236.3)
	平成28年	314,595人	(110.6)	37,380人	(201.4)	24,864人	(178.6)	12,516人	(269.7)
	平成29年	312,541人	(109.9)	41,009人	(221.0)	26,062人	(187.3)	14,947人	(322.1)
	平成30年	312,268人	(109.8)	43,606人	(235.0)	26,569人	(190.9)	17,037人	(367.2)
	令和元年	321,327人	(113.0)	48,434人	(261.0)	28,430人	(204.3)	20,004人	(431.1)
	令和2年	321,934人	(113.2)	52,205人	(281.3)	29,495人	(211.9)	22,710人	(489.4)
	令和3年	327,589人	(115.2)	54,966人	(296.2)	30,331人	(217.9)	24,635人	(530.9)
21人以上 規模企業	令和3年	354,703人	-	60,725人	-	33,117人	-	27,608人	-

※「31人以上規模企業」の()は、平成21年を100とした場合の比率「うち70歳以上」は平成25年を100とした場合の比率

表10 都道府県別の状況

	報告した 全ての企業		雇用確保措置 実施済企業割合		70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合		66歳以上まで働ける 制度のある企業割合		70歳以上まで働ける 制度のある企業割合	
北海道	9,128 社	(6,260 社)	99.5%	(99.9%)	29.1%	-	41.1%	(34.4%)	39.7%	(32.7%)
青森	2,638 社	(1,767 社)	99.2%	(99.9%)	31.8%	-	42.1%	(39.0%)	39.9%	(36.2%)
岩手	2,592 社	(1,813 社)	99.9%	(99.8%)	32.7%	-	45.1%	(39.2%)	43.1%	(37.1%)
宮城	3,878 社	(2,689 社)	99.6%	(99.9%)	29.7%	-	42.2%	(36.5%)	39.9%	(33.8%)
秋田	2,039 社	(1,371 社)	99.6%	(99.9%)	30.0%	-	50.2%	(48.1%)	48.5%	(45.9%)
山形	2,255 社	(1,623 社)	99.4%	(99.9%)	25.5%	-	39.1%	(33.8%)	36.9%	(31.5%)
福島	3,697 社	(2,454 社)	99.3%	(99.8%)	28.6%	-	42.1%	(36.6%)	39.5%	(33.7%)
茨城	3,940 社	(2,913 社)	99.9%	(100.0%)	30.0%	-	39.3%	(34.0%)	37.1%	(32.0%)
栃木	3,255 社	(2,093 社)	99.8%	(100.0%)	28.4%	-	40.2%	(35.5%)	38.6%	(33.5%)
群馬	3,998 社	(2,714 社)	99.8%	(100.0%)	29.1%	-	37.1%	(33.5%)	35.6%	(31.7%)
埼玉	8,315 社	(5,622 社)	99.0%	(99.9%)	30.2%	-	41.6%	(37.6%)	40.1%	(35.7%)
千葉	6,780 社	(4,794 社)	99.9%	(99.9%)	31.1%	-	43.9%	(39.6%)	42.4%	(37.8%)
東京	38,531 社	(29,666 社)	99.9%	(99.9%)	19.3%	-	29.5%	(25.7%)	28.2%	(24.3%)
神奈川	10,880 社	(7,385 社)	99.5%	(99.9%)	25.2%	-	37.1%	(31.5%)	35.6%	(29.7%)
新潟	4,767 社	(3,317 社)	100.0%	(100.0%)	24.4%	-	41.0%	(36.7%)	39.0%	(34.9%)
富山	2,486 社	(1,792 社)	99.9%	(100.0%)	18.6%	-	44.3%	(39.5%)	42.6%	(37.2%)
石川	2,570 社	(1,848 社)	99.8%	(100.0%)	26.8%	-	37.3%	(31.3%)	35.6%	(29.1%)
福井	1,832 社	(1,232 社)	100.0%	(100.0%)	27.2%	-	39.4%	(33.4%)	36.6%	(31.1%)
山梨	1,474 社	(1,032 社)	99.7%	(100.0%)	25.5%	-	36.6%	(33.5%)	34.7%	(32.1%)
長野	3,955 社	(2,832 社)	100.0%	(100.0%)	26.5%	-	42.8%	(37.8%)	41.3%	(36.0%)
岐阜	4,069 社	(2,730 社)	99.9%	(100.0%)	33.0%	-	45.6%	(41.0%)	44.1%	(38.8%)
静岡	6,864 社	(4,969 社)	99.9%	(99.8%)	27.6%	-	40.9%	(36.2%)	38.9%	(33.8%)
愛知	13,894 社	(10,157 社)	100.0%	(100.0%)	26.2%	-	41.3%	(35.8%)	39.3%	(33.5%)
三重	3,044 社	(2,093 社)	100.0%	(100.0%)	30.4%	-	44.3%	(38.6%)	42.5%	(36.6%)
滋賀	2,149 社	(1,462 社)	99.2%	(99.7%)	25.5%	-	40.7%	(34.6%)	38.4%	(32.6%)
京都	4,449 社	(3,079 社)	99.6%	(99.9%)	23.0%	-	35.2%	(31.0%)	33.8%	(29.4%)
大阪	18,557 社	(12,992 社)	99.7%	(99.9%)	21.6%	-	33.2%	(28.9%)	31.6%	(27.1%)
兵庫	7,752 社	(5,640 社)	99.5%	(99.9%)	22.5%	-	34.4%	(30.1%)	32.6%	(27.9%)
奈良	1,597 社	(1,157 社)	100.0%	(99.6%)	32.4%	-	45.4%	(40.4%)	42.9%	(37.6%)
和歌山	1,627 社	(1,099 社)	99.4%	(100.0%)	27.1%	-	39.5%	(35.2%)	37.0%	(32.8%)
鳥取	1,103 社	(795 社)	100.0%	(100.0%)	26.0%	-	40.3%	(33.8%)	37.3%	(30.4%)
島根	1,442 社	(999 社)	99.4%	(99.9%)	37.2%	-	50.5%	(42.5%)	48.1%	(40.1%)
岡山	3,611 社	(2,459 社)	99.4%	(99.9%)	28.1%	-	42.4%	(36.3%)	40.7%	(33.7%)
広島	5,515 社	(3,847 社)	99.7%	(99.8%)	23.5%	-	39.0%	(34.9%)	37.3%	(32.9%)
山口	2,443 社	(1,713 社)	99.7%	(100.0%)	25.9%	-	42.4%	(40.3%)	40.8%	(38.5%)
徳島	1,306 社	(883 社)	100.0%	(100.0%)	32.2%	-	41.4%	(36.5%)	39.1%	(33.7%)
香川	2,061 社	(1,489 社)	99.6%	(100.0%)	31.5%	-	43.4%	(37.5%)	41.7%	(34.9%)
愛媛	2,629 社	(1,772 社)	99.2%	(99.7%)	23.2%	-	41.3%	(36.2%)	40.0%	(34.8%)
高知	1,312 社	(900 社)	99.9%	(100.0%)	24.3%	-	36.0%	(30.8%)	34.9%	(29.4%)
福岡	9,396 社	(6,530 社)	99.9%	(100.0%)	26.0%	-	40.1%	(35.6%)	38.5%	(33.9%)
佐賀	1,696 社	(1,079 社)	99.2%	(99.7%)	28.9%	-	41.2%	(33.4%)	38.4%	(30.1%)
長崎	2,678 社	(1,804 社)	99.5%	(99.7%)	25.1%	-	40.0%	(34.8%)	38.6%	(33.6%)
熊本	3,242 社	(2,163 社)	99.2%	(99.8%)	23.8%	-	39.6%	(34.8%)	37.3%	(32.3%)
大分	2,297 社	(1,533 社)	100.0%	(100.0%)	32.5%	-	48.0%	(43.4%)	46.3%	(40.9%)
宮崎	2,205 社	(1,581 社)	99.9%	(99.9%)	30.2%	-	46.1%	(41.2%)	43.8%	(38.6%)
鹿児島	3,152 社	(2,120 社)	99.9%	(99.9%)	32.1%	-	44.3%	(37.0%)	42.0%	(34.6%)
沖縄	2,959 社	(1,889 社)	99.5%	(99.7%)	23.7%	-	35.2%	(28.0%)	34.3%	(26.9%)
全国計	232,059 社	(164,151 社)	99.7%	(99.9%)	25.6%	-	38.3%	(33.4%)	36.6%	(31.5%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。

※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※ 「70歳までの就業確保措置導入企業」は表5-1の①に、「66歳以上まで働ける制度のある企業」は表6に、「70歳以上まで働ける制度のある企業」は表7にそれぞれ対応している。

報道関係者 各位

令和4年6月28日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課
課長 大和 稔弘
主任監察監督官 渡辺 満
(電話) 024(536) 4602

福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での除染等の業務等 を行う事業場への監督指導結果（令和3年）を公表します

福島労働局（局長 河西 直人）では、令和3年1月から令和3年12月までの間に、①福島第一原子力発電所での廃炉作業、②福島県内での汚染土壌等の除染等の業務、③福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務、④中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場に対し、管内の労働基準監督署が実施した監督指導の結果について取りまとめましたので公表します。

引き続き、これらの業務に従事する労働者の安全と健康及び労働条件の確保のため、労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、一元的な被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理対策の徹底並びに労働基準法等の遵守による基本的労働条件の確立等が図られるよう、監督指導を行ってまいります。

◆ 監督指導結果のポイント

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

監督指導実施事業場数	340 事業場
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	137 事業場（40.3%）
【違反事業場の状況】	
・ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	10 事業場（2.9%）
・ 労務管理関係の違反事業場数	113 事業場（33.2%）

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

監督指導実施事業場数

92 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

29 事業場 (31.5%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

12 事業場 (13.0%)

・労務管理関係の違反事業場数

6 事業場 (6.5%)

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

監督指導実施事業場数

164 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

67 事業場 (40.9%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

15 事業場 (9.1%)

・労務管理関係の違反事業場数

43 事業場 (26.2%)

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

監督指導実施事業場数

102 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

43 事業場 (42.2%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

1 事業場 (1.0%)

・労務管理関係の違反事業場数

39 事業場 (38.2%)

※1 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反」とは、各業務の現場において、労働災害や労働者の健康障害を防止するために講ずべき措置に関する違反であり、高所・足場での墜落防止措置、作業主任者の選任、外部被ばく線量の測定、作業場所の事前調査などが含まれる。

※2 「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」には、「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」「労務管理関係の違反事業場数」以外（「健康管理関係の違反事業場数」、「元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数」）の違反事業場数は計上していない。

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（11 頁及び 15、16 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）等の作業開始前点検、足場の作業床の最大積載荷重の労働者への周知、酸素欠乏危険作業主任者の選任に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、電離健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、割増賃金の支払、就業規則の作成・届出、賃金台帳の調製、労働条件の明示、年次有給休暇に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、フォークリフトの作業開始前点検、足場の作業床の最大積載荷重の労働者への周知に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、時間外労働等に対する割増賃金の算定基礎に算入すべき手当を含んでいない、就業規則（賃金規程）に労働者へ支給する手当の一部が規定されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●フォークリフトの作業開始前点検	指導内容 フォークリフトを用いた作業を行うにあたり、その日の作業を開始する前に、制動装置及び操縦装置の機能等について点検を行っていなかったことから、法定事項について点検を行うよう指導を行った（安衛則第 151 条の 25）。
	●足場の作業床の最大積載荷重の労働者への周知	指導内容 足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、この最大積載荷重を労働者に周知させなければならないにもかかわらず、周知していなかったことから、足場の見やすい箇所に掲示する等により周知するよう指導を行った（安衛則第 562 条）。
② 健康管理関係	●電離放射線健康診断結果の所轄労働基準監督署長への報告	指導内容 6 月以内ごとに 1 回実施する定期の電離放射線健康診断を行ったにもかかわらず、当該健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、それを提出するよう指導を行った（電離則第 58 条）。
③ 労務管理関係	●割増賃金の算定基礎に算入すべき賃金 ●割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めておらず、また、週の労働時間が法定労働時間（40 時間）を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
	●就業規則の記載事項	指導内容 就業規則に手当の決定方法等の法定事項が記載されていなかったことから、就業規則を変更（記載）し、変更後の就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出するよう指導を行った（労基法第 89 条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じることのないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（12 頁及び 17、18 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具の使用、車両系建設機械との接触防止、車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置に関する違反事業場がみられる。
- ② 労務管理関係については、割増賃金の支払、時間外労働に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具の使用、車両系建設機械との接触防止、車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害又は健康障害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 労務管理関係については、週の法定労働時間（40 時間）を超えて時間外労働を行わせているにもかかわらず、当該労働時間分の割増賃金を支払っていない、時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を締結・届出することなく時間外労働を行わせているなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

①現場における安全衛生関係の措置	●防じんマスク等の有効な呼吸用保護具の使用	指導内容
		放射能濃度が1万ベクレル/kgを超える汚染土壌の除染作業を行わせるにあたり、労働者に不織布マスクを使用させ、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具を使用させていなかったことから、直ちに有効な呼吸用保護具を使用するよう指導を行った(除染則第16条)。
②労務管理関係	●割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容
		週の労働時間が法定労働時間(40時間)を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていないことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った(労基法第37条)。
	●時間外労働	指導内容
		時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)の締結・届出を行わないまま法定労働時間を超えて時間外労働を行わせていたことから、36協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出するよう指導した(労基法第32条)。
③元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容
		下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者が法令違反が生じないように必要な指導を行っていないことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った(安衛法第29条)。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（13 頁及び 19 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、移動式クレーンによる作業の方法等の決定等、除染等作業を行う場所の事前調査、昇降するための設備の設置に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、健康診断結果についての医師等からの意見聴取、除染等電離健康診断結果の報告に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、割増賃金の支払、時間外労働、賃金台帳の調製、就業規則の作成・届出、年次有給休暇に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、移動式クレーンによる作業の方法等の決定等、除染等作業を行う場所の事前調査、昇降するための設備の設置に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、健康診断結果についての医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、除染等電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めていない、時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●移動式クレーンによる作業の方法等の決定等	指導内容
		移動式クレーンを用いた作業を行うにあたり、作業の方法（一度につり上げる荷の重量）を定めていなかったことから、法令で定める作業の方法等を定めるよう指導を行った（クレーン則第 66 条の 2）。
② 健康管理関係	●一般健康診断についての医師からの意見聴取	指導内容
		一般健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するため必要な措置について医師等から意見聴取を行っていなかったことから、意見を聴取するよう指導を行った（安衛法第 66 条の 4）。
③ 労務管理関係	●割増賃金の算定基礎に含むべき賃金	指導内容
		労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
	●時間外労働	指導内容
		時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていたことから、36 協定の限度時間内とするよう指導した（労基法第 32 条）。
	●賃金台帳の記載事項	指導内容
		賃金台帳に時間外労働時間数や深夜労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第 108 条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容
		下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者には法令違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（14 頁及び 19 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の用途外使用に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、電離健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、健康診断結果についての医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、割増賃金の支払、賃金台帳の調製、時間外労働に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の用途外使用に関する違反があり、この措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握や健康診断結果についての医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めていない、賃金台帳に労働時間数を記載していない、就業規則に労働者へ支給する手当の一部が規定されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●車両系建設機械 (ドラグ・ショベル) の用途外使用	指導内容
		移動式クレーン仕様の車両系建設機械(ドラグ・ショベル)を使用して荷のつり上げ作業を行うに当たり、クレーンモードに切り替えることなく作業を行っていたことから、直ちに作業を中止し、クレーンモードに切り替えた上で移動式クレーンとして作業を行うよう指導を行った(安衛則第164条)。
② 健康管理関係	●電離放射線健康診断結果の所轄労働基準監督署長への報告	指導内容
		6月以内ごとに1回実施する定期の電離放射線健康診断を行ったにもかかわらず、当該健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、それを提出するよう指導を行った(電離則第58条)。
③ 労務管理関係	●割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容
		週の労働時間が法定労働時間(40時間)を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った(労基法第37条)。
	●賃金台帳の記載事項	指導内容
		賃金台帳に賃金計算期間や労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った(労基法第108条)。
	●時間外労働	指導内容
		時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)の締結・届出を行わないまま法定労働時間を超えて時間外労働を行わせていたことから、36協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出するよう指導した(労基法第32条)。

資 料

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（令和３年）

＜表１－１＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第 18 条)	1
車両系荷役運搬機械等の作業計画(安衛則第 151 条の 3)	1
車両系荷役運搬機械等の作業開始前点検(安衛則第 151 条の 25)	2
車両系建設機械の作業計画(安衛則第 155 条)	1
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第 160 条)	1
車両系建設機械の用途以使用(安衛則第 164 条)	1
高所作業車の特定自主検査(安衛則第 194 条の 26)	1
足場の最大積載荷重の労働者への周知(安衛則第 562 条)	2
酸欠作業の作業主任者の選任(酸欠則第 11 条)	1

＜表１－２＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第 66 条の 8 の 3)	3
電離健康診断結果の報告(電離則第 58 条)	6

＜表１－３＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第 15 条)	20
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	15
時間外労働（労基法第 32 条）	12
休日労働(労基法第 35 条)	1
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	52
年次有給休暇(労基法第 39 条)	19
就業規則の作成・届出(労基法第 89 条)	28
寄宿舎規則の届出(労基法第 95 条)	3
寄宿舎規則の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	3
賃金台帳の調製(労基法第 108 条)	27
不利益取扱の禁止(労基法第 136 条)	1
年休管理簿の作成(労基則第 24 条の 7)	10

＜表１－４＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	12
足場についての措置（安衛則第 655 条）	2

※１ 「表１－１」「表１－２」「表１－３」「表１－４」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務（令和３年）

＜表２－１＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第 18 条)	2
車両系建設機械の接触防止措置(安衛則第 158 条)	2
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第 160 条)	2
車両系建設機械の用途外使用(安衛則第 164 条)	1
車両系建設機械の作業開始前点検(安衛則第 170 条)	1
安全に昇降するための設備の設置等(安衛則第 526 条)	1
作業場所の事前調査等(除染電離則第 7 条)	1
有効な保護具の使用(除染電離則第 16 条)	3

＜表２－２＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
時間外労働(労基法第 32 条)	3
1 年単位の変形労働時間制(労基法第 32 条の 4)	1
休日労働(労基法第 35 条)	1
割増賃金の支払(労基法第 37 条)	5
年次有給休暇(労基法第 39 条)	1
賃金台帳の調製(労基法第 108 条)	1

＜表２－３＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	10
物品揚卸等についての措置（安衛則第 653 条）	1

※２ 「表２－１」「表２－２」「表２－３」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（令和3年）

＜表3－1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系荷役運搬機械等の特定自主検査（安衛則第151条の24）	1
はい作業主任者の選任（安衛則第428条）	1
昇降するための設備の設置等（安衛則第526条）	2
移動式クレーンの作業の方法等の決定等（クレーン則第66条の2）	5
移動式クレーンのアウトリガー等の張り出し（クレーン則第70の5）	1
移動式クレーンの定期自主検査（クレーン則第77条）	1
移動式クレーンの補修（クレーン則第80条）	1
線量の測定（除染電離則第5条）	1
作業場所の事前調査等（除染電離則第7条）	2

＜表3－2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第66条の8の3）	1
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（安衛法第66条の4）	2
電離健康診断結果の報告（電離則第58条）	1
除染等電離健康診断結果の報告（除染電離則第24条）	2

＜表3－3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示（労基法第15条）	3
定期賃金の支払（労基法第24条）	4
休業手当（労基法第26条）	2
時間外労働（労基法第32条）	16
1年単位の変形労働制（労基法第32条の4）	1
休憩（労基法第34条）	7
時間外労働（労基法第36条）	1
割増賃金の支払（労基法第37条）	25
年次有給休暇（労基法第39条）	9
就業規則の作成・届出（労基法第89条）	10
賃金台帳の調製（労基法第108条）	12
年休管理簿の作成（労基則第24条の7）	2
総拘束時間（改善基準告示第4条）	5
最大拘束時間（改善基準告示第4条）	4
休息時間（改善基準告示第4条）	1
最大運転時間（改善基準告示第4条）	3
連続運転時間（改善基準告示第4条）	8

＜表3－4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等（安衛法第29条）	9
移動式クレーン等についての措置（安衛則第662の8）	1

※3 「表3－1」「表3－2」「表3－3」「表3－4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（令和3年）

＜表4－1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第164条）	1

＜表4－2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	2
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)	2
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	3
除染等電離健康診断結果の報告(除染電離則第24条)	1

＜表4－3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	3
定期賃金の支払（労基法第24条）	8
時間外労働（労基法第32条）	13
休憩（労基法第34条）	1
割増賃金の支払（労基法第37条）	25
年次有給休暇(労基法第39条)	6
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	9
法令等の周知義務(労基法第106条)	1
賃金台帳の調製(労基法第108条)	16
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	1

＜表4－4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	2

※4 「表4－1」「表4－2」「表4－3」「表4－4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

参 考

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（平成 29 年～令和 3 年）

表 1－1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
監督指導実施事業場数	336	290	325	277	340
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	129	154	188	123	137
違反率（％）	38.4%	53.1%	57.8%	44.4%	40.3%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	14(4.2%)	18(6.2%)	22(6.8%)	10(3.6%)	7(2.1%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	9(2.7%)	17(5.9%)	16(5.0%)	7(2.5%)	10(2.9%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	14(4.2%)	26(9.0%)	37(11.4%)	16(5.8%)	9(2.6%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	106(31.5%)	130(44.8%)	148(45.5%)	110(39.7%)	113(33.2%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	11(3.3%)	12(4.1%)	22(6.8%)	4(1.4%)	14(4.1%)

※1 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 1－2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	0	0	0	0	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	0	0	1	0	1
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2）	2	0	1	0	0
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条）	0	0	3	0	0
被ばく線量の測定（電離則第 8 条）	0	0	0	0	0
線量測定結果の確認・記録（電離則第 9 条）	1	8	1	0	0
汚染の程度に応じたマスクの使用（電離則第 38 条）	0	0	0	0	0
有効な保護衣の使用（電離則第 39 条）	0	0	0	0	0
喫煙等の禁止（電離則第 41 条の 2）	0	0	0	0	0
その他	12	24	12	7	10

表 1－3 健康管理関係の違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	0	0	1	0	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	—	—	16	9	3
電離健康診断の実施（電離則第 56 条）	0	3	0	0	0
電離健康診断の結果の記録（電離則第 57 条）	0	5	7	6	0
電離健康診断結果の報告（電離則第 58 条）	13	13	16	4	6

表 1－4 労務管理関係の違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	23	47	33	9	20
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	14	31	19	10	15
休業手当の支払（労基法第 26 条）	0	1	3	2	0
時間外労働（労基法第 32 条）	15	20	36	17	12
有害業務の労働時間制限（労基法第 36 条）	0	0	0	0	0
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	61	50	84	40	52
年次有給休暇（労基法第 39 条）	2	1	1	21	19
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	23	36	64	60	28
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	0	1	0	0	3
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	0	1	0	0	3
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	1	4	3	0	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	5	8	9	3	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	22	45	53	20	27
年休管理簿の作成（労基法第 24 条の 7）	－	－	1	13	10
その他	7	6	0	1	2

表 1－5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	11	12	21	4	12
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	0	0	1	0	2

※ 1 (2) 「表 1－2」「表 1－3」「表 1－4」「表 1－5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 1－1」の各違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務等（平成 29 年～令和 3 年）

表 2－1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
監督指導実施事業場数	274	267	131	92	92
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	121	164	90	39	29
違反率（％）	44.2%	61.4%	68.7%	42.4%	31.5%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	38(13.9%)	44(16.5%)	42(32.1%)	3(3.3%)	4(4.3%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	50(18.2%)	41(15.4%)	32(24.4%)	8(8.7%)	12(13.0%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	10(3.6%)	24(9.0%)	18(13.7%)	5(5.4%)	0(0%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	38(13.9%)	88(33.0%)	40(30.5%)	21(22.8%)	6(6.5%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	24(8.8%)	28(10.5%)	19(14.5%)	9(9.8%)	11(12.0%)

※2 上記の平成 31 年 1 月～令和 3 年 12 月の「監督実施事業場数」ほか各違反事業場数には、「汚染土壌等の収集・運搬業務」を行う事業場は含まれていない。

※2(2) 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれ項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 2－2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移（平成29年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
作業主任者の氏名等の周知（安衛則第 18 条）	0	2	0	1	2
車両系建設機械の作業計画（安衛則第 155 条）	9	0	1	1	0
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	0	2	0	0	2
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	1	3	0	2	1
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2）	2	1	0	0	0
火気使用場所の火災防止（安衛則第 291 条）	0	0	1	0	0
はい作業主任者の選任（安衛法第 14 条、安衛則第 428 条）	0	0	1	0	0
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条）	0	1	0	0	0
安全通路（安衛則第 540 条）	0	0	1	0	0
クレーンの月次点検（クレーン則第 35 条）	0	0	1	0	0
クレーンの作業開始前点検（クレーン則第 36 条）	0	0	1	0	0
移動式クレーンの作業方法等の決定等（クレーン則第 66 条の 2）	5	0	1	2	0
事前調査（石綿則第 3 条）	0	2	2	0	0
外部被ばく線量の測定（除染電離則第 5 条）	10	4	3	0	0
線量測定結果の確認、記録（除染電離則第 6 条）	1	2	6	0	0
作業場所の事前調査・明示（除染電離則第 7 条）	20	21	16	0	1
作業の指揮者（除染電離則第 9 条）	0	3	0	0	0
作業の届出（除染電離則第 10 条）	0	0	1	0	0
退出者の汚染検査（除染電離則第 14 条）	2	7	0	0	0
持出物品の汚染検査（除染電離則第 15 条）	1	1	0	0	0
有効な保護具の使用（除染電離則第 16 条）	9	3	1	0	3
その他	19	16	0	2	4

表 2－3 健康管理関係の違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	0	0	4	1	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	－	－	4	3	0
特別教育の実施（除染電離則第 19 条）	0	1	0	0	0
除染等電離健康診断の実施（除染電離則第 20 条）	0	0	0	1	0
除染等電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	0	2	2	0	0
除染等電離健康診断結果についての医師の意見聴取（除染電離則第 22 条）	0	0	1	0	0
除染等電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	9	21	15	2	0
その他	1	2	0	0	0

表 2－4 労務管理関係の違反別事業場数の推移（平成 29 年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	4	18	5	6	0
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	3	23	13	3	0
休業手当の支払（労基法第 26 条）	0	1	2	0	0
時間外労働（労基法第 32 条）	12	23	21	10	3
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	23	36	16	11	5
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	5	22	16	5	0
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	0	2	2	0	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	0	2	2	0	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	0	5	1	0	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	1	5	4	1	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	11	38	21	7	1
年休管理簿の作成（労基法第 24 条の 7）	－	－	0	2	0
その他	2	2	0	1	3

表 2－5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移（平成29年～令和 3 年）

項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	29	26	19	9	10
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条）	0	0	0	0	0
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	0	2	0	0	1

※2(3) 「表 2－2」「表 2－3」「表 2－4」「表 2－5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 2－1」の各違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

表3 監督指導実施事業場数及び違反事業場数（平成31年1月～令和3年12月）

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年
監督指導実施事業場数	207	199	164
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	138	90	67
違反率（％）	66.7%	45.2%	40.9%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	15(7.2%)	6(3.0%)	5(3.0%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	28(13.5%)	35(17.6%)	15(9.1%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	20(9.7%)	9(4.5%)	4(2.4%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	84(40.6%)	34(17.1%)	43(26.2%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	20(9.7%)	23(11.6%)	10(6.1%)

※3 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

表4 監督指導実施事業場数及び違反事業場数（平成31年1月～令和3年12月）

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年
監督指導実施事業場数	139	183	102
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	92	124	43
違反率（％）	66.2%	67.8%	42.2%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	31(22.3%)	5(2.7%)	4(3.9%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	7(5.0%)	11(6.0%)	1(1.0%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	32(23.0%)	15(8.2%)	8(7.8%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	56(40.3%)	96(52.5%)	39(38.2%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	10(7.2%)	13(7.1%)	2(2.0%)

※4 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

5 汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務を行う事業場の発注機関別監督指導実施状況（平成29年～令和3年）

年	平成29年		平成30年		平成31年（令和元年）		令和2年		令和3年	
発注者	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等
監督実施事業場数	157	117	149	118	288	50	155	136	197	59
違反事業場数	50	71	85	79	197	31	55	74	73	23
違反率（％）	31.8%	60.7%	57.0%	66.9%	68.4%	62.0%	35.5%	54.4%	37.1%	39.0%

※5 平成31年1月～令和3年12月分には、中間貯蔵施設等への運搬を行う事業場数も含んでいる。

6 福島労働局における監督指導の他の取組（令和3年）

（１）福島第一原子力発電所で廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保のための主な取組

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社及び元請事業場に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（５月）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、廃炉作業を行う元方事業者を通じ全ての関係請負人に対し労務関係を主とした資料を配付し、関係法令の遵守が図られるよう周知（９月）
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席（２月、６月、１０月）
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課と合同の安全パトロールを実施（１月、９月）

（２）汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務、中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保のための主な取組

- ・ 「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催し、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（６月、９月）
- ・ 「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」の講話会（１２月）において、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請（６月）